

報道資料



平成21年8月28日

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本の方針」及び参入希望調査の概要の公表

総務省では、「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本の方針(案)」について、平成21年7月11日(土)から同年8月10日(月)までの間、意見募集を実施し、頂いた御意見等を踏まえ同方針を確定しましたので公表します。

本意見募集については50件の御意見を頂きました。当該御意見の内容及びこれらに対する総務省の考え方を併せて公表します。

また、今後行う予定の参入希望調査について、その概要を公表します。

1 基本の方針及び提出された意見

別紙1 「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本の方針」

別紙2 「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本の方針(案)」
に対する考え方

個別意見の全文 No1～10、No11～20、No21～30、No31～40、No41～50

意見の順番については、「意見募集結果及び意見についての考え方」の「2 意見提出者」を参照ください。

提出意見の内訳は、各種団体が13件、地上放送事業者及びその関係者が26件、携帯電話事業者及びその関係者が3件、その他が7件、匿名が1件の、計50件となっております。

なお、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)「報道資料」の欄及び電子政府の総合窓口(<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄に掲載します。

2 参入希望調査の概要

別紙3 参入希望調査の概要

携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備を検討する上での基礎的な調査として、現時点で参入を希望・検討している方の状況について、広く調査を実施する予定としているものです。

3 今後の予定

今後、本基本の方針を基本としつつ、別途実施する参入希望調査の結果、技術的条件の検討結

果その他携帯端末向けマルチメディア放送を実現していく上で必要となる事項を踏まえ、制度整備を進めていく予定です。

(1) 当面のスケジュール

平成21年 9月中(目途) 参入希望調査の開始

10月中(目途) 参入希望調査の締切り

(2) 平成22年(2010年)以降、制度整備を行った上で申請を受け付けることとします。申請・審査については、先に開設計画の認定に係る手続を行い、その後、委託放送業務の認定に係る手続を行う予定です。

4 その他

携帯端末向けマルチメディア放送に係る技術的条件については、別途、情報通信審議会において検討が進められており、「放送システム委員会報告(案)(携帯端末向けマルチメディア放送の技術的条件)」として、平成21年8月5日から同年8月25日まで再意見募集が行われたところです。今後、再意見募集を踏まえ、同報告(案)をとりまとめる予定です。

〈関係資料〉

携帯端末向けマルチメディア放送等の在り方に関する懇談会報告書の公表

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080715_4.html

放送システム委員会報告(案)に対する意見の再募集(携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu08_000012.html

○「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本の方針(案)」に対する意見募集

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu07_000016.html

【連絡先】

総務省情報流行政局放送政策課

担当：川野課長補佐、岡本係長、芦川官

住所：〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館

電話：(03)-5253-5776 (直通)

FAX：(03)-5253-5779

Email：mulme-broadcast@soumu.go.jp

※スパムメール防止のため @を全角表記にしております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただけますようお願いいたします。

携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本の方針

平成23年7月の地上テレビジョン放送の完全デジタル化に伴い利用可能となる周波数を用いて実現を図る新たな放送（以下「携帯端末向けマルチメディア放送」という。（注））は、広く国民に普及した携帯電話等の携帯端末や車載型の移動受信機を受信設備として想定し、移動しながらでも情報を入手できる「携帯性・移動性」と、不特定多数の者に対して同時に直接情報を提供することができる「放送」という両者の機能を有する新たなメディアとしてその実現が期待されるものである。また、時間や周波数帯域を柔軟に利用することにより、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせた、従来にはない新しい放送番組の実現が期待されるものである。

ここで、携帯端末向けマルチメディア放送は、国民視聴者の多大な協力を得て地上テレビジョン放送のデジタル化が完了することによって初めて利用可能となる貴重な周波数を利用して実現を図るものである。このため、その実現に当たっては、地上テレビジョン放送のデジタル化による具体的なメリットが多くの 국민にできるだけ速やかに還元されるよう、限られた周波数の能率的な利用を確保しつつ、良質で魅力的な番組を提供する放送が最大限に普及し、公共の福祉の増進及び放送の健全な発達を図ることができるよう、所要の規律を課す必要がある。

他方、携帯端末向けマルチメディア放送については、携帯端末による受信という受信形態を想定して様々な事業者が柔軟にその創意工夫を発揮することにより、受信者ニーズに適合した多様で魅力的なコンテンツの提供が期待されるものである。このため、規律の検討に当たっては、限られた周波数を利用して多様な事業者が参入し、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせて放送番組を提供できるような枠組みとすることが必要である。

こうした考え方を踏まえ、携帯端末向けマルチメディア放送に係る無線局の免許（開設計画の認定）、委託放送業務の認定等については、下記の基本の方針を基本として、電波法施行規則、放送法施行規則、特定基地局の開設に関する指針、放送普及基本計画その他関係法令の整備を行うこととする。

（注）第171回国会で成立した「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（平成21年法律第22号）による改正後の放送法においては、「移動受信用地上放送」を「自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする放送であつて、人工衛星の無線局以外の無線局により行われるもの」をいうと定義している。本方針においては、法律上の「移動受信用地上放送」に該当するもののうち、今般、地上テレビジョン放送の完全デジタル化に

伴い利用可能となる周波数を用いて実現を図ることとしている移動受信用地上放送について、「携帯端末向けマルチメディア放送」と呼称して記述している。

記

1 全体的な方針

(1) 実現する放送

携帯端末向けマルチメディア放送として、以下の放送の実現を図ることとする。

- ①全国どこでも同一の情報が受信できる放送（以下「全国向け放送」という。）
- ②複数の都道府県を対象として当該地域向けの情報が受信できる放送（以下「地方ブロック向け放送」という。）

なお、全国向け放送及び地方ブロック向け放送が実現された後、周波数の割当可能性等を踏まえ、市町村等の地域において当該地域向けの情報が受信できる放送の実現可能性について検討を行うこととする。

(2) 参入の枠組み

全国向け放送及び地方ブロック向け放送の実現に当たっては、限られた周波数を利用して複数の者が放送番組を提供する者として参入することができるよう、受託放送をする無線局の免許を受けた者及び委託放送業務の認定を受けた者により放送を実現する、いわゆる「受託放送・委託放送制度」を採用することとする。

(3) 制度整備に当たっての基本的な考え方

携帯端末向けマルチメディア放送は、地上テレビジョン放送のデジタル化によって利用可能となる周波数を利用して実現を図るものであることにかんがみ、国民のニーズに適合した健全な放送が最大限に普及して公共の福祉の増進に繋がるよう、電波法及び放送法における目的規定その他の関連規定に照らして制度整備を行うこととする。

2 無線局の免許（開設計画の認定）に係る制度整備

無線局の免許（開設計画の認定）に係る制度は、以下に掲げる方針を基本として、電波の公平かつ能率的な利用の確保を図る観点から整備することとする。

(1) 技術基準

情報通信審議会における技術的条件の検討結果等を踏まえ、技術基準を整備する。

(2) 周波数の使用

①全国向け放送には 207.5～222MHz の周波数帯域を、地方ブロック向け放送には 90～108MHz の周波数帯域を使用させることとする。

②放送対象地域は、それぞれ以下のとおりとする。

ア 全国向け放送 全国

イ 地方ブロック向け放送 北海道地域（北海道の区域）、東北地域（青森県、岩手

県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域)、関東・甲信越地域(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県及び長野県の区域)、東海・北陸地域(富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域)、近畿地域(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域)、中国・四国地域(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域)並びに九州・沖縄地域(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域)

③上記②の放送対象地域ごとに使用させる周波数については、想定される電波の利用形態、視聴者の利便性その他の事項を総合的に勘案した上で定めることとする。

(3) 開設計画の認定の審査

開設計画の認定に当たっては、以下の事項を基本としつつ、電波の公平かつ能率的な利用の確保を図る観点から関係法令に基づく審査を行うこととし、各放送対象地域において使用させることのできる周波数を超える開設計画の認定の申請があった場合には、比較審査を行うものとする。

①特定基地局の配置及び開設時期

ア 全国向け放送に係る基準

- (ア) 開設計画の認定の日から5年以内に、全国での世帯カバー率が百分の九十以上になるように特定基地局を配置すること。
- (イ) 開設計画の認定の日から5年以内に、全国でできるだけ均衡のとれた形で受信できる環境を整備するため定める基準を満たすよう特定基地局を配置すること。
- (ウ) (ア)及び(イ)により配置する特定基地局のうち一定のものを配置すべき時期に係る基準を満たすこと。

イ 地方ブロック向け放送に係る基準

- (ア) 開設計画の認定の日から5年以内に、各放送対象地域に割り当てる周波数帯域幅や事業性等を踏まえ定める世帯カバー率の基準を満たすよう特定基地局を配置すること。
- (イ) 放送対象地域内の各都道府県において特定基地局を配置すべき時期に係る基準を満たすこと。

ウ 鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備するため定める特定基地局の配置及び開設時期に係る基準を満たすこと。

②事業計画の確実性

- ③電波の能率的な利用を確保するための技術
- ④受信設備の早期普及のための具体的な計画
- ⑤開設計画の認定の日から5年以後における特定基地局の配置に関する計画
- ⑥有線テレビジョン放送に対する混信等の防止に関する計画、特定基地局の開設に関

する地域住民の合意形成に向けた取組みに関する計画その他特定基地局の円滑な開設の推進に必要となる事項

⑦その他全国向け放送又は地方ブロック向け放送全体としての早期普及のために必要となる事項 等

3 委託放送業務の認定に係る制度整備

委託放送業務の認定に係る制度は、以下に掲げる方針を基本として、放送の普及及び健全な発達を図る観点から整備することとする。

(1) 委託して行わせる放送に係る周波数

①放送対象地域は、それぞれ以下のとおりとする。

ア 全国向け放送 全国

イ 地方ブロック向け放送 北海道地域、東北地域、関東・甲信越地域、東海・北陸地域、近畿地域、中国・四国地域及び九州・沖縄地域

②上記①の放送対象地域ごとに指定することができる周波数については、受託放送をする無線局に係る免許方針、放送の多元性の確保その他の事項を総合的に勘案した上で定めることとする。

(2) 認定の審査

委託放送業務の認定に当たっては、以下の事項を基本としつつ、放送の普及及び健全な発達を図る観点から関係法令に基づく審査を行うこととし、各放送対象地域において指定することができる周波数が不足する場合には比較審査を行うこととする。

①表現の自由の享有

携帯端末向けマルチメディア放送に係る委託放送業務の認定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）に係る放送法第52条の13第1項第3号の基準（以下「表現の自由享有基準」という。）については、以下のような考え方により検討を行う。

ア 全国向け放送に係る委託放送業務

(ア) 一の地上放送事業者等（地上放送事業者、地上放送事業者を支配する者又はこれらの者に支配される者をいう。以下同じ。）が三分の一以上の議決権を有する申請者については表現の自由享有基準に合致しないものとする。

(イ) (ア)の基準を満たす申請者のうち、当該地上放送事業者等の有する議決権が十分の一以下であるものを優先するものとする。

イ 地方ブロック向け放送に係る委託放送業務

(ア) 一の地上放送事業者等が三分の一以上の議決権を有する申請者については表現の自由享有基準に合致しないものとする。

(イ) (ア)に関わらず、委託放送業務の申請に係る放送対象地域と放送対象地域が重複する地上放送事業者等が三分の一以上の議決権を有する申請者については、

委託して行わせる放送に係る周波数帯域が当該放送対象地域において一定の基準を超えない限り、表現の自由享有基準に合致するものとする。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、放送の多元性の確保その他放送の普及及び健全な発達を図る観点から、表現の自由の享有に係る制度を整備する。

②事業計画の確実性

③全国放送又は地方ブロック向け放送全体としての番組の多様性の確保

④効果的な災害放送など、公共の福祉の増進に資する放送の確保

⑤携帯端末向けマルチメディア放送の特性を生かしたサービスの推進に関する事項

⑥いわゆるコマーシャルやショッピング番組等の占める割合

⑦成人向け番組の有無

⑧放送番組の製作取引の適正性の確保等のための具体的な計画

⑨個人情報の保護のための具体的な計画

⑩受信設備の早期普及のための具体的な計画

⑪地方ブロック向け放送については、各放送対象地域において、その地域向けの情報（例：ニュース、天気予報、道路交通情報、観光情報、行政情報等）の占める割合

⑫その他全国放送又は地方ブロック向け放送全体としての早期普及のために必要となる事項 等

4 その他の事項（有料放送管理業務に係る規律）

委託放送業務の認定に係る周波数の指定に係る方針を踏まえ、一定の数以上の有料放送事業者のために有料放送管理業務を行う者については、有料放送管理業務に係る総務大臣への届出を求ることとする（放送法第 52 条の 6 の 2）。

以上

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する
基本的方針(案)」についての意見に対する考え方

(注意事項)

- 提出されたご意見の区分については、原則として提出された通りの区分に従って分類しています。
- ただし、特に区分について明示されていないものや、他の区分に入れた方が適切だと思われるものについては、総務省において分類しています。

1 提出意見数

・各種団体	13件
・地上放送事業者及びその関係者	26件
・携帯電話事業者及びその関係者	3件
・その他	7件
・匿名	1件
合計	50件

個々の事業者・団体がどの分野に分類されるかについては、事務局の判断により行った。

2 意見提出者（五十音順）

【各種団体:13件】

1. ISDB-T マルチメディアフォーラム
2. 全国 FM 放送協議会
3. (社)デジタルラジオ推進協会
4. デジタルラジオ全国連絡協議会
5. 特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟
6. 独立 FM15社メディア開発研究会
7. (社)日本ケーブルテレビ連盟
8. (財)日本消費者協会
9. (社)日本新聞協会
10. (社)日本民間放送連盟
11. マルチメディア放送ビジネスフォーラム
12. 一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム
13. YRP 研究開発推進協会

【地上放送事業者及びその関係者:26件】

(地上テレビ・AM 系)

14. 朝日放送(株)
15. (株)大分放送
16. 大阪放送(株)
17. 関東デジタルラジオ放送企画 LLC 合同会社
18. 九州朝日放送(株)
19. (株)熊本放送
20. (株)中国放送
21. (株)TBS ラジオ & コミュニケーションズ
22. (株)テレビ朝日

23. (株)テレビ東京

24. (株)東京放送ホールディングス

25. (株)栃木放送

26. (株)ニッポン放送

27. 日本テレビ放送網(株)

28. (株)フジテレビジョン

29. (株)文化放送

30. 北海道放送(株)

31. (株)毎日放送

32. (株)南日本放送

(地上 FM)

33. (株)エフエム愛媛

34. (株)エフエム大阪

35. (株)エフエム群馬

36. (株)FM802

37. (株)エフエム宮崎

38. 静岡エフエム放送(株)

39. (株)ZIP-FM

【その他:7件】

43. 伊藤忠商事(株)

44. (株)キッズステーション

45. クアルコムジャパン(株)

46. スカパーJSAT(株)

47. (財)道路交通情報通信システムセンター

48. ビルコム(株)

49. 三井物産(株)

【匿名:1件】

50. 匿名

(注)事業者等の分類は、事務局において便宜上設けたものです。

合計 50 件

3 提出意見及びそれに対する考え方

0. 前文

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
0-1		<p>事業者の創意工夫を發揮し、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせて受信者ニーズに適合した多様で魅力的なコンテンツが提供される枠組みとする、との基本的考え方に対する賛同する。</p> <p>時間や周波数帯域を柔軟に利用することにより(中略)従来にはない新しい放送番組の実現が期待される、との考えは、時間や周波数帯域を柔軟に組み合わせる上で、周波数帯域を細かく分割することなく大括りで使用できることが前提となるため、これを評価する。</p> <p style="text-align: right;">【全国 FM 放送協議会】</p>	基本的方針(案)に対する賛成意見と考えます。
0-2		<p>事業者の創意工夫を發揮し、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせて受信者ニーズに適合した多様で魅力的なコンテンツが提供される枠組みとする、との基本的考え方に対する賛同する。</p> <p>時間や周波数帯域を柔軟に利用することにより(中略)従来にはない新しい放送番組の実現が期待される、との考えは、時間や周波数帯域を柔軟に組み合わせる上で、周波数帯域を細かく分割することなく大括りで使用できことが前提となるため、これを評価する。</p>	
0-3		<p>携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)につきましては、受信者ニーズに適合した多様で魅力的なコンテンツの提供が携帯電話等の携帯端末や車載型の移動受信機で受けられる、「携帯性・移動性」と「放送」機能を有する新たなメディアとして実現と、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせた、従来にはない新しい放送番組の実現が行われる有益な制度整備であり、適切な内容であると考えられますので、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】</p>	
0-4		<p>最新のデジタル技術を用いた新たな放送メディアが創設されることは社会に新たな可能性をもたらすものであり、基本的に歓迎できる。</p> <p style="text-align: right;">【YRP研究開発推進協会】</p>	
0-5		<p>「携帯端末向けマルチメディア放送」は、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせて放送番組を提供できるということは、受信者も携帯端末で様々なサービスを享受できるものであることから、基本的考え方に対する賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送(株)】</p>	
0-6		<p>文中に「携帯端末向けマルチメディア放送については、様々な事業者が柔軟にその創意工夫を發揮し、多様な事業者が参入し、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせて放送番組を提供できるような枠組みとする」との基本的考え方に対する賛同いたしま</p> <p style="text-align: right;">【(株)エフエム愛媛】</p>	

		す。	
0-7		<p>従来には無い新しい放送番組の実現期待について大いに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)エフエム大阪】</p>	
0-8		<p>事業者が柔軟に創意工夫を発揮できる規律が整備されることを希望します。また映像だけではない、音響、データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせて放送番組が提供できる枠組みを目指す本基本方針案を歓迎致します。</p> <p style="text-align: right;">【静岡エフエム放送(株)】</p>	
0-9		<p>携帯端末向けマルチメディア放送に関する今後の制度整備にあたっては、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせて放送番組を提供できるような枠組みとすることに加え、当該放送が急速な技術革新や流動的な事業環境下で実現されることを踏まえ、事業運営上の自由度や、将来にわたっての利用者ニーズへの対応の柔軟性を最大限確保することが重要であると考えております。</p> <p style="text-align: right;">【メディアフロージャパン企画(株)】</p>	ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
0-10		<p>(注)における「携帯端末向けマルチメディア放送」の定義で、対象とする受信機について、いわゆる携帯電話だけを対象にするのではなく、車載型の移動受信機も対象としていることが明記されていることに賛同する。また、いわゆるキッチンラジオのような、ポータブル型(可搬型)受信機も対象としていることと理解する。</p> <p style="text-align: right;">【全国 FM 放送協議会】</p>	携帯端末向けマルチメディア放送は、携帯電話等の携帯端末や車載型の移動受信機を受信設備として想定した放送ですが、今後、製造業者等の創意工夫により、多様な受信設備が普及・流通することが期待されます。
0-11		<p>(注)における「携帯端末向けマルチメディア放送」の定義で、対象とする受信機について、いわゆる携帯電話だけを対象にするのではなく、車載型の移動受信機も対象としていることが明記されていることに賛同する。また、いわゆるキッチンラジオのような、ポータブル型(可搬型)受信機も対象としていることと理解する。</p> <p style="text-align: right;">【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】</p>	
0-12		<p>受信形態として、携帯電話等の携帯端末だけではなく、車載型の移動受信機も対象として明記されていることに賛同いたします。弊社といたしましては、いわゆる「携帯端末」の中には、CD ラジカセのような屋内で据え置かれている可搬型の全ての受信機も対象としていることと理解いたします。</p> <p style="text-align: right;">【(株)エフエム大阪】</p>	
0-13		<p>想定端末は移動端末だけではなく、ラジカセなど移動と固定を合わせた受信形態やマルチメディア端末として考えられる固定受信端末など範囲を広く対象としているものと理解します。</p> <p style="text-align: right;">【静岡エフエム放送(株)】</p>	
0-14		<p>カーラジオが将来デジタル放送専用の車載型受信端末に替わる時代になると、アナログ技術による従来型の音声放送は継続が危ぶまれることになる。</p> <p>このため、従来型音声放送事業者がデジタル放送を活用できる道を今回の制度整備において担保されることが望ましい。「携帯型・移動性」と「放送」ということが要件であれば、従来型音声放送のサイマル放送であってもその要件を満たすことを制度設計の中で</p>	<p>地方ブロック向け放送に係る制度整備においては、表現の自由の享有の観点を除けば、既存のラジオ放送事業者であることをもって参入を認めないことは考えていません。</p> <p>各申請者が委託放送業務の認定を受けるこ</p>

		<p>明確にしていただきたい。</p> <p>【(株)エフエム群馬】</p>	<p>とができるか否かについては、関係法令に基づく審査を行い、放送の普及及び健全な発達を図る観点から判断されるべきものと考えます。</p>
0-15		<p>新しい番組の範疇を広く捉えて、例えば地方ブロック向け放送において、従来型音声放送にデータまたは映像(静止画を含む)を多重する形式であっても、新しい放送番組として認める制度にすることが望ましい。</p> <p>【(株)エフエム群馬】</p>	<p>ご意見をいただいた箇所は、携帯端末向けマルチメディア放送に係る制度整備を行う上での背景・目的や基本的な考え方を示しているものです。</p>

1. 全体的な方針

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
(1) 実現する放送			
1-1		<p>県域が経済圏のベースとなっている地方ブロックも多く、当該地域向けの情報を提供するにあたっては、これを既知の経済圏を対象とした事業展開に頼る参入希望者が多くなることも予想される。また視聴者ニーズの観点からも、県域を対象とした放送が当初から行える制度が望ましいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【(株)熊本放送】</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送として、地域振興や地域向け情報の確保に資する放送を実現するに当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①県域情報は既存メディアによって既に確保されていること、 ②ある程度のまとまった地域を対象とすることにより、県域とは異なるスポンサーの獲得や、県域と比較してより多くの視聴者を対象としたサービスが可能となるなど、事業性の面からも新たな可能性が期待できること <p>などから、複数の都道府県を対象とした地方ブロック向け放送を実現することが適当と考えています。</p> <p>その上で放送対象地域ごとに使用させる周波数については、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、想定される電波の利用形態、視聴者の利便性その他の事項を総合的に勘案した上で定めることとしています。</p> <p>県域放送の実現に関するご意見については、県域放送を実現する方法としてブロック内に割り当てられた周波数を用いると、県域ごとに割り当てられる周波数帯幅が少なくなることとなり、電波の有効利用の観点から適当でないと考えます。</p> <p>なお、複数の都道府県を対象として当該地域向けの情報が受信できる地方ブロック向け放送の実現を図ることとしていますが、各地方ブロック向け放送において提供される番組の一部として、特定の県に特化した情報を提供することを妨げることは考えていません。</p>
1-2		<p>複数の都道府県を対象とする放送だけでなく、県域放送の実現も必要と考える。現在行われているアナログラジオの県域放送は、生活圏に密着し、生活情報を届け、住民の安全を確保する防災、災害報道に豊富な実績を持つ。地方ブロック向け放送の一部に県域放送を実現し、デジタルで将来にわたり県域放送を続けることは聴取者の利益につながることから、アナログラジオの将来の移行先となる制度整備が必要と考える。</p> <p>なお、県域放送については、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方にに関する懇談会報告書」でも示されているところである。</p> <p style="text-align: right;">【(株)南日本放送】</p>	
1-3		<p>市町村等の地域において当該地域向けの情報が受信できる放送は、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方にに関する懇談会報告書」におけるデジタル新型コミュニティ放送に該当する放送と考えられますが、全国向け放送及び地方ブロック向け放送が実現された後ではなく、同時期に放送を実現することにより、より受信者に幅広いサービスを実現でき、受信機の普及促進にも効果が高いと考えられます。デジタル新型コ</p>	<p>全国向け放送及び地方ブロック向け放送を実現するためには、広い地域に渡って周波数を使用することが必要となることから、まずはこれらの放送の実現を図った後、市町村等の地域において当該地域向けの情報が受信できる放送の</p>

		<p>ユニティ放送用に運用帯域を用意することを含めた早期の検討、及びVHF—LOWはもとより、VHF—HIGHとの受信機共用に向けた制度整備を希望いたします。</p> <p>【YRP 研究開発推進協会】</p>	実現可能性について検討を行うことが適当と考えます。
1-4		<p>地上テレビジョン放送が完全デジタル化しないと利用可能とならない周波数を使用することから速やかな普及が必要であり、そのためには受信設備を携帯電話や車載型の移動受信機を想定していることは普及促進に好ましいと思われる。</p> <p>【北海道放送(株)】</p>	基本の方針(案)に対する賛成意見と考えます。
1-5		<p>国民が公平で同一の放送(情報)を受信できるよう、携帯端末向けマルチメディア放送は、①全国向け放送及び②地方ブロック向け放送の双方が受信可能な携帯端末の普及に努めるべきである。</p> <p>【匿名】</p>	<p>受信設備については、基本的には受託放送事業者・委託放送事業者や製造業者等の努力によって普及が図られるべきものと考えています。</p> <p>他方、携帯端末向けマルチメディア放送は、新規のメディアとして実現を図ろうとしているものであり、その発展のためには、受信設備の早期普及が重要な要素となることから、開設計画の認定や委託放送業務の認定に当たって「受信設備の早期普及のための具体的な計画」について審査することを考えています。</p> <p>ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

(2) 参入の枠組み

1-6		<p>受託・委託放送制度の採用は、限られた周波数を効率的に利用し、かつ複数者が放送番組提供者として参入する枠組みとして適切である。</p> <p>【全国 FM 放送協議会】</p>	基本の方針(案)に対する賛成意見と考えます。
1-7		<p>受託・委託放送制度の採用は、限られた周波数を効率的に利用し、かつ複数者が放送番組提供者として参入する枠組みとして適切である。</p> <p>【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】</p>	
1-8		<p>受託・委託放送制度の採用は、限られた周波数に複数の事業者が放送番組提供者として参入する枠組みとして適切であると考えます。</p> <p>また、マルチメディア放送の普及及び健全な発達を図る観点からも、放送エリアや受信機の普及計画などにおいて、委託放送事業者のみではなく、受託放送事業者にも一定の役割を持たせていることに賛同いたします。</p> <p>【(株)エフエム大阪】</p>	
1-9		<p>参入の枠組みにおいて「受託放送・委託放送制度」を採用することは、より多くの放送番組提供者が参入できることとなり賛同する。</p> <p>【(株)エフエム愛媛】</p>	
1-10		<p>限られた周波数に複数の事業者が放送番組を提供する者として参入できるように「受託放送・委託放送制度」を採用することは、放送施設の整備に多額の資金を要することか</p>	

		らも適切であると考える。	
1-11		<p style="text-align: right;">【(社)日本民間放送連盟】</p> <p>限られた周波数に複数の事業者が放送番組を提供する者として参入できるように「受託放送・委託放送制度」を採用することは、放送施設の整備に多額の資金を要することからも適切であると考える。</p>	
1-12		<p style="text-align: right;">【(株)ニッポン放送】</p> <p>受託放送・委託放送制度を採用することは、放送施設の整備に多額の資金を要することからも適切である。</p>	
1-13		<p style="text-align: right;">【(株)TBS ラジオ & コミュニケーションズ】</p> <p>「携帯端末向けマルチメディア放送」は新規の放送であり、ハード整備に多額の資金を必要とすることなどから、ハード・ソフト分離型の制度は合理的と考える。 分離型制度を採用する場合は、参入を希望するソフト事業者が公平に扱われるよう制度設計が成されるべきである。またソフト事業者の編成権を担保することが極めて重要である。</p>	<p style="text-align: right;">【(株)テレビ東京】</p> <p>基本の方針(案)に対する賛成意見と考えます。なお、受託放送・委託放送制度においては、委託放送事業者の公平な取扱い及び委託放送事業者の放送番組の編集の自由を確保する観点から、受託放送事業者に対して、受託放送役務の提供義務(放送法第52条の9)や当該役務の提供条件に係る変更命令(同法第52条の11)等の規律を課しています。</p>
1-14		<p style="text-align: right;">【全国FM放送協議会】</p> <p>受託放送事業者と委託放送事業者の関係においては、委託放送事業者にのみリスクを負わせるものではなく、マルチメディア放送全体の事業が円滑に進展するよう、エリア展開、受信機普及の進捗状況に応じて委託放送料を増減させるなど、受託放送事業者にも一定の役割、一定のリスクを取らせるものとすべきである。</p>	<p style="text-align: right;">受託放送・委託放送制度においては、受託放送事業者は受託放送事業者として、また、委託放送事業者は委託放送事業者として、それぞれのリスクを踏まえ事業運営を行うべきものと考えています。</p>
1-15		<p style="text-align: right;">【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】</p> <p>受託放送事業者と委託放送事業者の関係においては、委託放送事業者にのみリスクを負わせるものではなく、マルチメディア放送全体の事業が円滑に進展するよう、エリア展開、受信機普及の進捗状況に応じて委託放送料を増減させるなど、受託放送事業者にも一定の役割、一定のリスクを取らせるものとすべきである。</p>	<p style="text-align: right;">なお、受託放送役務の提供条件が委託放送事業者に不当な義務を課すものである場合には、総務大臣は、当該提供条件を変更すべきことを命ずることができることとされています(放送法第52条の11)。</p>
1-16		<p style="text-align: right;">【(株)大分放送】</p> <p>現段階において、各ブロックに割り当てられる周波数帯域が確定していないため、新規あるいは既存の事業者がソフト事業に参入しようとしても、参入希望者が多数の場合、帯域が不足し参入ができないことが起こりうる。 従って、例えば1つのセグメントを県域ごとに差し替えることで、多くの事業者の参入を可能にし、多様な放送が実現できるための制度を取り入れることが肝要と考える。</p>	<p>ご意見にあるようにブロックに割り当てられた周波数帯域を例えば1セグメントずつ県域ごとに分割した場合、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ブロック全体での放送を希望する者が参入できなくなる、 ②ある県では1セグメントを超える参入希望があり、参入できない申請者がいる一方で、別の県では1セグメントに満たない事業者しか参入しないといった事態が起こることも想定されます。 <p>このように、ブロックごとの周波数帯域を県域</p>
1-17		<p style="text-align: right;">【(株)大分放送】</p> <p>現段階において、各ブロックに割り当てられる周波数帯域が確定していないため、新規あるいは既存の事業者がソフト事業に参入しようとしても、参入希望者が多数の場合、帯域が不足し参入ができないことが起こりうる。 従って、例えば1つのセグメントを県域ごとに差し替えることで、多くの事業者の参入を可能にし、ひいては多様な放送が実現できるための制度を取り入れることが肝要と考える。</p>	

		【九州朝日放送(株)】	ごとに分割することは、電波を能率的に利用して多くの事業者の参入を可能とし、多様な放送を実現する観点からは適当ではないと考えます。
1-18		<p>限られた周波数を利用して複数の者が放送番組を提供する者として参入することができるよう、できる限り多くの委託放送事業者が参入できる制度とするべきである。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>委託放送業務の認定に当たって放送対象地域ごとに指定することができる周波数については、受託放送をする無線局に係る免許方針、放送の多元性の確保その他の事項を総合的に勘案した上で定めることとしています。</p>
1-19		<p>地方ブロック向け放送に参入する社の当初の状況で判断するのではなく、将来の発展・需要も考慮した上で、周波数の割当が可能かどうかを慎重に検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送(株)】</p>	<p>ご指摘のとおり、事業の将来性等も考慮した上で判断することが必要と考えており、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、検討を進めていく予定です。</p>
1-20		<p>VICSセンターは委託放送事業者として、全国で地方ブロック毎に道路交通情報提供する放送を検討していますが、地方ブロック向け放送においても、全国のサービス拡大が速やかに行われ、全国均衡して普及することが望ましいと考えます。受託放送事業者としては、全国で、1つの事業者とし、全地方ブロックで統一された技術的インターフェースと料金体系が望ましく、公共性が高く経営基盤が強固な事業者が主体となって設立、運営されることを希望します。</p> <p>委託放送事業者としての事業性を検討する上でも受託放送事業者の決定を早期に実現していただけるよう希望します。</p> <p style="text-align: right;">【(財)道路交通情報通信システムセンター】</p>	<p>ご意見の前段について、まずは受託放送事業者として参入を希望する者において考慮されるべき意見と考えます。ただし、ご意見の点については、地方ブロック向け放送が全国で早期に普及発展していくために考慮すべき要素と考えられることから、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>後段について、携帯端末向けマルチメディア放送は、新規のメディアとして実現を図ろうとしているものであり、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、十分な検討を経て制度整備等を進めることができます。</p>
1-21		<p>「受託放送・委託放送制度」を採用することに異論はありませんが、事業として成功させる為には両者が車の両輪となり、有料放送管理事業者も含めて普及促進に一丸となる必要があることから、兼業の是認を含め柔軟な制度設計にすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT(株)】</p>	<p>受託放送は、放送法上、「他人」の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送と定義されており、受託放送事業者と委託放送事業者を兼業することは認められていません。</p>
1-22		<p>特定基地局の配置に伴い、受託事業者には相当の資金負担がかかるなどを考慮し、受託事業者が優先的に委託事業者となれるような配慮がされても良いのではないか、と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤忠商事(株)】</p>	<p>受託放送・委託放送制度においては、受託放送事業者は受託放送事業者として、また、委託放送事業者は委託放送事業者として、それぞれの事業運営を行うべきものと考えています。</p>
1-23		<p>基本の方針(案)では全国向け放送及び地域ブロック向け放送の実現に当たっての参入の枠組みが示されているが、市町村等の地域において当該地域向けの情報が受信できる放送(デジタル新型コミュニティ放送)は、市町村等の地域における当該地域向けの情報が受信できる放送となるため、さらに限られた周波数及びエリアでの利用となることから委託放送事業者と受託放送事業者が一体となった運営を行なうことが効率的である場合が考えられる。</p>	<p>市町村等の地域において当該地域向けの情報が受信できる放送に係る制度整備については、今後の検討事項と考えています。</p>

		<p>したがって、「受託放送・委託放送制度」を採用する場合でも、受託放送と委託放送を同一事業者が兼ねることを可能とするような柔軟な制度運用を望みます。</p> <p>【YRP研究開発推進協会】</p>	
(3) 制度整備に当たっての基本的考え方			
1-24		<p>(3) 制度整備に当たっての基本的な考え方の文章中で「国民のニーズに適合した健全な放送が最大限に普及して公共の福祉の増進に繋がるよう、…」と携帯端末向けマルチメディア放送の方向性を明示されたことは意義深い。</p> <p>【特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟】</p>	基本の方針(案)に対する賛成意見と考えます。
1-25		<p>映像・音響・データ等の様々な情報を組み合わせたマルチメディア放送では、特定の受信機向けに情報を送る通信的なサービスも考えられるが、放送の持つ公共性が損なわれないよう一定の配慮が必要と考える。</p> <p>【デジタルラジオ全国連絡協議会】</p>	基本の方針(案)においては「国民のニーズに適合した健全な放送が最大限に普及して公共の福祉の増進につながるよう、(略)制度整備を行うこととする」としており、基本の方針(案)に対する賛成意見と考えます。
1-26		<p>映像・音響・データ等の様々な情報を組み合わせたマルチメディア放送では、特定の受信機向けに情報を送る通信的なサービスも考えられるが、放送の持つ公共性が損なわれないよう一定の配慮が必要と考える。</p> <p>【関東デジタルラジオ放送企画 LLC 合同会社】</p>	
1-27		<p>映像・音響・データ等の様々な情報を組み合わせたマルチメディア放送では、特定の受信機向けに情報を送る通信的なサービスも考えられるが、放送の持つ公共性が損なわれないよう一定の配慮が必要と考える。</p> <p>【(株)TBS ラジオ & コミュニケーションズ】</p>	
1-28		<p>マルチメディア放送では、特定の受信者向けに情報を送る通信サービスも可能と思われるが、放送は広く国民に平等に情報を送ることが使命であり、この公共性が損なわれることのないようにすることが必要と考える。</p> <p>【(株)文化放送】</p>	
1-29		<p>映像・音響・データ等の様々な情報を組み合わせたマルチメディア放送では、特定の受信機向けに情報を送る通信的なサービスも考えられるが、放送の持つ公共性が損なわれないよう一定の配慮が必要と考える。</p> <p>特に、現在の中波ラジオの聴取者には、携帯電話や車載型の移動受信機を利用しない中高年齢者も多く、激安・小型で自宅卓上型やポータブル型のデジタル放送受信機等の必要性を感じている。できるだけ「放送」という機能を有する新たなメディアの中に何らかの形で包括できないかと考える。</p> <p>【(株)栃木放送】</p>	<p>ご意見の前段について、基本の方針(案)においては「国民のニーズに適合した健全な放送が最大限に普及して公共の福祉の増進につながるよう、(略)制度整備を行うこととする」としており、基本の方針(案)に対する賛成意見と考えます。</p> <p>後段について、携帯端末向けマルチメディア放送は、中波ラジオとは異なる新たなメディアとして、そのサービスの具体像の調査も行った上で、今後実現を図っていくものです。</p>
1-30		<p>「…国民のニーズに適合した健全な放送が最大限に普及して公共の福祉の増進に繋がるよう…」</p> <p>この点は極めて重要である。地方ブロック向け放送においては、地域情報や地域ニュース等、地域に関する事柄の放送が地域住民のニーズ、つまり国民のニーズに合致す</p>	基本の方針(案)に対する賛成意見と考えます。また、委託放送業務の認定に当たっての審査事項として、地方ブロック向け放送については、「地域向けの情報の占める割合」を掲げてい

		<p>のであるから、こうした地域住民向け放送が実現できるよう制度設計をしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【(株)エフエム群馬】</p>	るところです。
1-31		<p>「…公共の福祉の増進につながるよう…」</p> <p>公共の福祉について、例えば「緊急時の災害放送等」と定義付けをすべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【九州朝日放送(株)】</p>	ご意見をいただいた箇所は、制度整備に当たっての基本的な考え方を示しているものです。この基本的な考え方を受け、基本の方針(案)3(2)④において、「効果的な災害放送など、公共の福祉の増進に資する放送の確保」を委託放送業務の認定の審査事項の一つとして掲げています。
1-32		<p>V-LOW 帯マルチメディア放送が新規サービスを含め十分発展できる帯域、エリアを持つインフラの構築を実現するためには、NHK による設備面、技術面での先導的役割を期待するものである。更にソフト事業者としても、公共放送の果たすべき役割を適正に担うべきであると考える。</p> <p>V-LOW 帯マルチメディア放送が国民の広いニーズに応えるためには、「民間放送事業者の果たす役割」と「公共放送事業者の果たす役割」の、両方がバランスを取って推進することが不可欠であると考えるため、NHK が、放送波ダウンロード等、新たに拡張された機能も活用し、先導的役割をもって新たな放送サービスを担うような参画の仕方に期待する。</p> <p style="text-align: right;">【全国 FM 放送協議会】</p>	携帯端末向けマルチメディア放送におけるNHKの関わり方については、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、検討していくことが必要と考えています。
1-33		<p>「映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせた、従来にはない新しい放送番組の実現」を目指す携帯端末向けマルチメディア放送は、既存放送事業者にとっても視聴者層やビジネスモデルの異なる新しい事業となる。その立ち上げに当たっては、新たなコンテンツの制作や、放送施設・設備の整備などに多額の投資が必要になってくる。こうした負担増大を少しでも避けられるよう、制度整備に当たっては新規参入事業者を優遇するだけではなく、既存事業からの「ゆるやかな移行」も実現できるように配慮して欲しい。さらに制度の運用に当たっても、新しいメディアの事業性を損なわないよう配慮し、慎重な運用を行って欲しい。</p> <p>特に既存のラジオ放送事業者は、より地域に密着した放送を行うことで、各地域で社会的・文化的に重要な役割を果たしてきた。受信の容易さや、受信機の簡便性から災害時のライフラインとしての役割も評価されている。そうしたメディア機能を損なうことなく、既存事業者がスマートに地方ブロック向け放送に参入・移行できるような制度構築と運用を図って欲しい。</p> <p style="text-align: right;">【(株)東京放送ホールディングス】</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送は、新規の放送サービスとして実現を図ろうとしているものであり、表現の自由の享有の観点を除けば、既存放送事業者であることをもって参入を認めないことは考えていません。</p> <p>事業性については、新しい放送サービスの実現を図る上で配慮が必要な事項と考えています。</p> <p>新サービスとなる携帯端末向けマルチメディア放送に既存のラジオ事業者が参入を希望するか否かは、各社が判断すべきであり、行政としては、新しい放送の普及及び健全な発達を図る観点から、その参入の是非を判断すべきものと考えています。</p>
1-34		マルチメディア放送の立ち上げ・普及にあたっては、ハード事業における妥当な設備投資によるエリア整備とソフト事業における多種多様なコンテンツ提供が一体として行われることにより、ユーザに対し適切な料金による多様な放送サービスの提供がなされていくものであることから、免許等の認定にあたっては、ハード事業の投資の健全性やソフト事	ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。

		<p>業の多様性・発展性に配意していただきたいと考えます。</p> <p>【(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ及び(株)マルチメディア放送】</p>	
1-35		<p>受託放送事業者、委託放送事業者とともに、受信機普及への計画が求められているが、全国向け、地方ブロック向け双方の受信機普及を鑑みれば、今回導入されるマルチメディア放送全てが受信可能な受信機の普及推進が最も望ましい。V-LOW・V-HIGH 全対応受信機を標準的な受信機として設定するなど、事業者個々のインセンティブを超える受信機普及施策について、サービス受給者である国民の利益を考え国として取り組むことを要望する。</p> <p>【全国 FM 放送協議会】</p>	<p>受信設備については、基本的には受託放送事業者・委託放送事業者や製造業者等の努力によって普及が図られるべきものと考えています。</p> <p>他方、携帯端末向けマルチメディア放送は、新規のメディアとして実現を図ろうとしているものであり、その発展のためには、受信設備の早期普及が重要な要素となることから、開設計画の認定や委託放送業務の認定に当たって「受信設備の早期普及のための具体的な計画」について審査することを考えています。</p> <p>ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
1-36		<p>市町村等の地域において当該地域向けの情報が受信できる放送（デジタル新型コミュニティ放送）も、国民のニーズに適合した健全な放送が最大限に普及して公共の福祉の増進に繋がると考えられますので、早期の制度整備を望みます。</p> <p>【YRP 研究開発推進協会】</p>	<p>全国向け放送及び地方ブロック向け放送を実現するためには、広い地域に渡って周波数を使用することが必要となることから、まずはこれらの放送の実現を図った後、市町村等の地域において当該地域向けの情報が受信できる放送の実現可能性について検討を行うことが適当と考えます。</p>

2. 無線局の免許(開設計画の認定)に係る制度整備

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
(1) 技術基準			
2-1		技術基準について、地方ブロック向けマルチメディア放送を新しい魅力あるメディアとして成立させるためには、最低でも3セグメントの帯域確保が必要である。1セグメントを複数組み合わせるより、周波数帯域を大括りで利用することから時間や周波数帯域をより柔軟に利用できる3セグメント方式が実施できる技術基準とすべきである。 【全国FM放送協議会】	情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会により取りまとめられている委員会報告(案)では、地方ブロック向け放送について、1セグメント形式と3セグメント形式を組み合わせて送信することが可能な方式について技術的条件が策定されています。
2-2		技術基準について、現在、V-LOW 帯の放送システムとして検討されている方式にはワンセグの3倍の帯域幅である3セグメントによる方式が記載されている。地方ブロック向けマルチメディア放送を新しい魅力あるメディアとして成立させるためには、最低でも3セグメントの帯域確保が必要である。1セグメントを複数組み合わせるより、より効率的に柔軟に帯域活用ができる3セグメント方式が実施できる技術基準とすべきである。 【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】	なお、県域放送に関するご意見については、1-1 及び 1-2 のご意見に対する考え方をご参照ください。
2-3		「技術基準」については、現在、VHF-LOW 帯に導入される方式について、3セグメント方式も規定されており、この方式を採用することで、地方ブロック向けマルチメディア放送を魅力ある新メディアとして構築することができると考えます。マルチメディア放送の普及発展には、ワンセグなどの既存メディア以上の魅力あるサービス提供が不可欠であると考えます。 【(株)エフエム大阪】	
2-4		地方ブロック向け放送で一部セグメントの一部チャンネルについて、各都道府県の特定基地局から当該都道府県向けローカル番組を送出できるよう、ハード仕様の技術基準を定めていただきたい。これによって、地域向けの災害放送や地域特有のスポーツ文化の放送が可能となる。 【(株)エフエム群馬】	
(2) 周波数の使用			
②放送対象地域			
2-5	イ 地方ブロック向け放送	九州・沖縄地域については、周波数帯域の効率的利用の観点から、距離的に遠く離れた九州と沖縄を同一の放送対象地域として括る必然性はないと考える。事業性を基にしたコストミニマムの議論に委ねるべき点も多く、ブロックの枠組みは事業者に任せるべきと考える。また、九州内においても、例えば、北部と南部或いは有明海沿岸地域とそれ以外等、各地域の地理的・文化的な実情を考慮した放送対象地域の柔軟な枠組みについて幅広く認めるべきである。尚、県域放送等の実現については既に述べたとおりである。 【九州朝日放送(株)】	携帯端末向けマルチメディア放送の実現にあたっては、広く全国に普及し、できるだけ多くの国民がそのメリットを享受できることが必要と考えます。したがって、ご意見にあるような特定の地域の事業性の観点からのみ制度整備を行うことは必ずしも好ましいものではないと考えます。 なお、県域放送等に関するご意見については、1-16 及び 1-17 のご意見に対する考え方をご参照ください。
2-6		地方ブロック向け放送については、全国を7ブロックに分けることが前提となっています。しかし、地域ごとに必要とされる総伝送量が異なることも予想され、特に情報の集中	放送対象地域ごとに使用させる周波数については、別途実施する参入希望調査の結果等も

		<p>が考えられる地区(例:関東・甲信越地区)においては、ブロック内をさらに細分化する、またはチャンネルプラン上で割り当てられる総伝送容量に配慮する、あるいはFM放送帯域のうち現在テレビ放送第1chのガードバンドとして空いている帯域を技術的条件が許せば有効活用するなどの検討を提案いたします。</p> <p style="text-align: right;">【(財)道路交通情報通信システムセンター】</p>	<p>踏まえつつ、想定される電波の利用形態、視聴者の利便性その他の事項を総合的に勘案した上で定めることとしています。</p> <p>なお、携帯端末向けマルチメディア放送の実現にあたっては、広く全国に普及し、できるだけ多くの国民がそのメリットを享受できることが必要と考えており、ブロックを細分化することについては、細分化されたブロックごとの事業性に問題を生じる可能性があるといった点に配慮する必要があると考えます。</p> <p>また、FM放送帯域の使用に関しては、今回の携帯端末向けマルチメディア放送用に割り当てられているものではないため、今般の意見募集の対象外と考えます。</p>
2-7		<p>開設計画の認定は、放送対象地域毎に受ける必要がありますか。その場合、一の事業者が複数の放送対象地域で認定を受けることは許されますか。また、他の放送対象地域での認定申請の有無は比較審査において考慮されますか。</p> <p style="text-align: right;">【独立FM15社メディア開発研究会】</p>	<p>開設計画の認定は、放送対象地域ごとに行うことを想定しています。一の事業者が複数の放送対象地域で開設計画の認定を受けることを禁止することは考えていません。</p> <p>他の放送対象地域での認定申請の有無についての比較審査における考慮については、今後の検討課題とします。</p>
③放送対象地域ごとに使用させる周波数			
2-8		<p>「放送対象地域ごとに使用させる周波数」については、各地方ブロック内で使用できる周波数幅が、規定される技術基準の下、最大となることを基本としつつ、実際に各ブロックに割り当てられる周波数幅は、ブロックごとの市場性を反映したものとすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)エフエム大阪】</p>	<p>放送対象地域ごとに使用させる周波数については、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、想定される電波の利用形態、視聴者の利便性その他の事項を総合的に勘案した上で定めることとしています。</p>
2-9		<p>地方ブロック向けマルチメディア放送では、放送対象地域(地方ブロック)ごとに使用する周波数幅について、電波有効利用の観点から、技術基準の下で可能な限り大きくすることを基本とし、かつ、各ブロックに割り当てられる周波数幅は、ブロックごとの市場性を反映しメリハリをつけたものとすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【全国FM放送協議会】</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送の実現にあたっては、広く全国に普及し、できるだけ多くの国民がそのメリットを享受できることも必要と考えています。</p>
2-10		<p>地方ブロック向けマルチメディア放送では、放送対象地域(地方ブロック)ごとに使用する周波数幅について、電波有効利用の観点から、技術基準の下で可能な限り大きくすることを基本とし、かつ、各ブロックに割り当てられる周波数幅は、ブロックごとの市場性を反映しメリハリをつけたものとすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】</p>	<p>ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
2-11		混信、特に既存 FM との混信は、FM 放送事業者が V-LOW 帯マルチメディア放送事業	電波法上、無線局の開設・運用にあたっては

		に参入意向を持つため、数値で一元的に判断するのではなく、相互理解のもと互いの利益につながるよう総合的に判断する余地を残すべきと考えます。	既設の無線局等に混信を与えないことが求められており、特定の事業者を想定した基準を定めることは適当ではないと考えます。
2-12		<p>混信、特に FM との混信は、FM 放送事業者が V-LOW 帯マルチメディア放送事業に参入意向を持つため、数値で画一的に判断するのではなく、相互理解のもと互いのメリットにつながるよう総合的に判断できる余地を残すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【全国FM放送協議会】</p>	
2-13		周波数の使用については、前述の聴取者のニーズ、既存放送の実績などに鑑みて、県域放送についても想定される電波の利用形態として検討することを希望する。	放送対象地域ごとに使用させる周波数については、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、想定される電波の利用形態、視聴者の利便性その他の事項を総合的に勘案した上で定めることとしています。
2-14		別紙1の 2(2)②イで規定された放送対象地域の一部(たとえば「県域」又は「複数県域」)を放送対象地域とした周波数の使用は可能でしょうか。	なお、県域放送に関するご意見については、1-1 及び 1-2 のご意見に対する考え方をご参照ください。
2-15		<p>電波の利用形態や視聴者の利便性などを総合的に勘案の上、定めるとあることに賛同します。今後、技術的に可能であれば視聴者の生活情報(特に災害関連情報)に有用な細分された放送区域(例えば県域)を検討する余地を残すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【静岡エフエム放送(株)】</p>	
2-16		<p>無線局免許(開設計画)の認定を受けることが出来る事業者(ハード事業者)の数を1とする方針を明記するべきである。</p> <p>本項目において、無線局免許(開設計画)の認定を受けることが出来る事業者(ハード事業者)の数を1とする方針を明記するべきであると考えます。</p> <p>懇談会報告書においては事業者の数は「全体の設備投資額が少なくなること、ガードバンドの確保が原則不要となり周波数の有効利用に資することとの観点からは、ハード事業者の数を1 することが適当である。他方、サービスエリアのカバー率や屋内での受信環境の向上等について競争の効果が期待されること、現時点で参入を検討している事業者はハード事業者が複数(二重投資)となっても事業性を確保できると考えていることを踏まえれば、ハード事業者の数を 2 とすることも考えられる。」となっていましたが、周波数の効率的な利用とエリアカバーを全国あまねく確実に実施するために、一つの事業者に割り当てることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【モバイルメディア企画(株)、ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<p>放送対象地域ごとに使用させる周波数については、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、想定される電波の利用形態、視聴者の利便性その他の事項を総合的に勘案した上で定めることとしています。</p> <p>ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
2-17		受託事業者が複数存在する場合、マーケットが細分化され、流通するコンテンツが重複し、結果として、市場拡大の阻害要因となることを懸念します。受託事業者を1社とすることで関連事業者のリソースも集中でき、結果として経済への波及効果が得られると考えます。	
(3) 開設計画の認定の審査			
2-18		「ア 全国向け放送に係る基準」では「開設計画の認定の日から5年以内に、全国での世帯カバー率が百分の九十以上になるように特定基地局を配置すること。」ならびに「イ	ご意見を踏まえて基本の方針(案)に所要の記述を追加します。

	<p>地方ブロック向け放送に係る基準」では「開設計画の認定の日から5年以内に、各放送対象地域に割り当てる周波数帯域幅や事業性等を踏まえ定める世帯カバー率の基準を満たすよう特定基地局を配置すること。」との記載があります。</p> <p>その特定基地局からの電波が使用する周波数は207.5～222MHzと90～108MHzのいわゆるVHF帯域の地上アナログ放送跡地であり、その電波のケーブルテレビ施設や共同受信施設への飛込みによる混信障害の恐れがあります。そのため、特定基地局の置局については十分に考慮されるようお願い致します。</p> <p>混信障害の恐れについては、特に、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」(情報通信審議会 平成16年諮問第8号 第6次中間答申)にありますケーブルテレビ局に対するデジアナ変換や既存の共聴施設に対して、特定基地局の設置場所やその送信出力によって多大の地域に影響を与える懸念があります。これらの問題が生じた場合、無線局設置の受託放送事業者に特定基地局の設置場所の迅速な情報提供や当該基地局出力の減衰、送信ビームの調整などを要請又は調整できるような会議体等の仕組み作りのご検討願います。</p> <p>また、特定基地局の管理や干渉により既存の視聴世帯に障害が起きた場合の対策(費用の補償等)など、今後の制度整備において考慮されたくお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【日本ケーブルテレビ連盟】</p>	
2-19	<p>(3)開設計画の認定の審査の文章中の「…比較審査を行うものとする。」の後に今後さらなる増加が見込まれる基地局に関し、次の通り加筆していただきたい。</p> <p>「なお特定基地局の配置に当たっては、周辺の環境を守り地域住民との合意形成を図ることを原則とする。」</p> <p style="text-align: right;">【東京都地域婦人団体連盟】</p>	ご意見を踏まえて基本の方針(案)に所要の記述を追加します。
2-20	<p>ガードバンドを最小にして電波の能率的な利用を確保し、ネットワーク設備の低廉化により事業リスクを下げ、受信端末の低廉化を図って普及を促進するため、技術方式をISDB-Tmmの1方式にすることを希望します。また、ビジネスの観点からも単一で大きなマーケットを育成するため、一つの技術方式にすることが妥当です。複数方式では、マーケットが細分化され、流通するコンテンツが重複するため、コンテンツ産業全体がマーケットから得られる総収入が減少し、コンテンツ流通促進の阻害要因となります。一つの技術方式の下に単一市場を形成することにより、関連事業者のリソースも集中でき、結果として経済への波及効果が得られます。</p> <p style="text-align: right;">【ISDB-T マルチメディアフォーラム】</p>	<p>情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会により取りまとめられている委員会報告(案)では、全国向け放送に適用可能な方式としてISDB-Tmm及びMediaFLOの両方式について技術的条件が策定されております。</p> <p>これら方式について、使用させる周波数をどのように割り当てるかについては、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、想定される電波の利用形態、視聴者の利便性その他の事項を総合的に勘案した上で定めることとしています。</p> <p>開設計画の認定にあたっては、受信設備の早期普及のための具体的な計画について審査することとしており、ご意見は今後の検討に当たつ</p>

			ての参考とさせていただきます。
①特定基地局の配置及び開設時期			
2-21		「特定基地局の配置及び開設時期」について、開設計画の認定の日から「5年以内」とする期間と、世帯カバー率の基準に、柔軟性を持たせることが適切であると考える。 【(社)日本民間放送連盟】	
2-22		携帯端末向けマルチメディア放送は、地上デジタル放送などの基幹放送では対応しきれない国民視聴者の多種多様なニーズに応える放送であり、基幹放送の補完的・付加的な役割を担うべきだと考えます。 新しいメディアが将来発展するためには、必要なインフラがより確実に整備されことが最優先されるべきであり、「特定基地局の配置及び開始時期」について、開設計画の認定の日から「5年以内」とする期間と、世帯カバー率の基準に、柔軟性を持たせることが適切であると考えます。 【(株)テレビ朝日】	「柔軟性を持たせる」「現実的且つ柔軟な事業運営が可能となる基準」「『目安』」程度の位置づけにする等の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、携帯端末向けマルチメディア放送の実現にあたっては、放送が最大限に普及され、できる限り多くの国民がそのメリットを享受できる環境を整備することを確保するため、一定の具体的な基準を設定することが必要と考えます。
2-23		特定基地局の配置及び開設時期に関する基準については、現実的且つ柔軟な事業運営が可能となる基準として整備される必要があると考えます。 【クアルコムジャパン(株)】	
2-24		「5年以内に全国での世帯カバー率が90%以上になるように特定基地局を配置する」、「全国でできるだけ均衡のとれた形で受信環境を整備する」、「鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合の受信環境を整備する」といった基準については、需要と供給のバランスを超えた過度な設備投資による事業採算悪化を招く虞があることから、②項に示された「事業計画の確実性」を担保する意味でも、「目安」程度の位置づけにすることが望ましいと考えます。 【スカパーJSAT(株)】	
2-25		今後定められる「開設計画の認定の審査」の基準については、世帯カバー率だけではなく、主要鉄道・主要道路のカバー率を含め総合的に評価すべきと考えます。 【(株)エフエム大阪】	鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備するための基準を定めることとしており、基本の方針(案)に対する賛成意見と考えます。
2-26		特定基地局の配置及び開設時期についての審査基準は、世帯カバー率と鉄道、自動車による受信環境整備基準を個別に設定するのではなく、それらの組み合わせにより総合的かつ実質的な評価基準とすべきである。 【全国FM放送協議会】	ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
2-27		特定基地局の配置及び開設時期についての審査基準は、世帯カバー率と鉄道、自動車による受信環境整備基準を個別に設定するのではなく、それらの組み合わせにより総合的かつ実質的な評価基準とすべきである。 【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】	
2-28		特定基地局の配置及び開設時期に関する基準については、各基準を組合せた結果が実質的な内容となるよう、利用者利便や事業性等を総合的に勘案して整備される必要があると考えます。	

		【メディアフロージャパン企画(株)】	
2-29		<p>制度的な参入条件として世帯カバー率を規定することは新たなメディアの芽を摘むばかりではなく、新規メディア事業の立ち上がりに当たって、その事業性を損なうことにもつながりかねない。開設計画の認定に係る制度整備や、その運用に当たっては、事業性について慎重に検討・配慮して欲しい。また地域によって異なる市場性や、置局の難易度などについても同様に配慮すべきである。そもそも携帯端末向けマルチメディア放送は、固定した場所での受信よりも、移動中・移動後の受信を前提としているので、世帯カバー率を審査基準に厳しく適用することに強い蓋然性があるとは考えにくい。</p> <p style="text-align: right;">【(株)東京放送ホールディングス】</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送の実現にあたっては、放送が最大限に普及され、できる限り多くの国民がそのメリットを享受できる環境を整備することを確保するため、一定の基準が必要と考えますが、その策定にあたっては事業性等についても考慮する所存です。</p> <p>ご意見のとおり、移動受信を前提とする放送であることから、世帯カバー率のみならず鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備するための基準も定めることとしています。</p>
2-30	ア 全国向け放送に係る基準 (ア) 5年以内に90%	<p>5年以内での世帯カバー率 90%達成は、きわめて高いハードルと考えられる。世帯カバー率の設定にあたっては、より柔軟な設定基準、対応を望みたい。</p> <p style="text-align: right;">【(株)ニッポン放送】</p>	<p>「より柔軟な設定基準、対応」「努力目標とする等、柔軟な基準」「努力目標とする等の柔軟な基準」の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、携帯端末向けマルチメディア放送の実現にあたっては、放送が最大限に普及され、できる限り多くの国民がそのメリットを享受できる環境を整備することを確保するため、一定の具体的な基準を設定することが必要と考えます。</p>
2-31		<p>放送における特定基地局制度の初めての適用にあたり、5年間という短期間で全国90%の世帯をカバーすることが条件とされておりますが、これは民間企業が新たな事業を立ち上げるにあたって極めて高いハードルとなるものであり、採算の見通しが得られず事業性を損なうおそれが高いと考えます。</p> <p>したがって、世帯カバー率の設定にあたっては、努力目標とする等、柔軟な基準としていただくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、(株)マルチメディア放送】</p>	
2-32		<p>方針(案)序文に記述されている通り、“多くの国民にできるだけ速やかに還元される”という考え方に基づく方針と理解しますが、一方持続的且つ安定的な業務を行う為には、各事業者の事業が採算性の取れるものとなり、事業計画の確実性が担保される必要があると考えます。</p> <p>5年間という短期間での世帯カバー率 90%は非常に高いハードルと思われますので、世帯カバー率の設定、特定基地局の配置基準の設定に関しては、努力目標とする等の柔軟な基準にして頂ければと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤忠商事(株)】</p>	
2-33		<p>広くあまねく置局するべきであり、全国の世帯カバー率 90%以上に賛同する。</p> <p>放送は国民に最大限に普及させる必要があり、広くあまねく置局することが望ましいため、特定基地局の配置及び開設時期を 5 年以内に全国の世帯カバー率を 90%以上とする今回の方針に賛同いたします。エリアのカバーを出来るだけ広く実施する必要があり、本方針においては最低限の 90%以上に設定するべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【モバイルメディア企画(株)、ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<p>基本の方針(案)に対する賛成意見と考えます。</p>
2-34	(イ) 全国でできるだけ均衡	地域によって地理的条件なども異なることから、一律の基準を設定することにより、基	携帯端末向けマルチメディア放送の実現にあ

	のとれた形で受信できる環境を整備するため定める基準	地局への投資が大幅に増加し、結果として、事業性を損なうことも予想される。世帯カバー率の設定にあたっては、地域の特性に応じたより柔軟な設定基準、対応を望みたい。 【(株)ニッポン放送】 各地域における基準は、地理的条件を考慮する必要があり、一律の基準の設定により基地局投資の大幅な増加を招くことで、事業性を損なうことに繋がらないよう配慮されるべきと考えます。 【(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、(株)マルチメディア放送】	たっては、広く全国に普及し、できるだけ多くの国民がそのメリットを享受できることが必要であるため、一定の基準を定めることが必要と考えますが、具体的な基準については、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、事業性等にも配慮した上で定めることとしたいと考えます。
2-35		各地域における基準は、地理的条件を考慮する必要があり、一律の基準の設定により基地局投資の大幅な増加を招くことで、事業性を損なうことに繋がらないよう配慮されるべきと考えます。 【(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、(株)マルチメディア放送】	
2-36		“全国でできるだけ均衡のとれた形で受信できる環境を整備するために定める基準”に關しても、各地域で一律の基準を設けるのではなく、地理的条件を考慮する等の配慮が必要と考えます。 【伊藤忠商事(株)】	
2-37	イ 地方ブロック向け放送に係る基準	地方特定基地局の配置及び開設時期に柔軟性を持たせることに賛成する。 【全国FM放送協議会】	地方ブロック向け放送に係る5年以内に達成すべき世帯カバー率の基準について、各放送対象地域に割り当てる周波数帯域幅や事業性等を踏まえ定めるという基本の方針(案)に対する賛成意見と考えます。
2-38		基本の方針(案)が示したとおり、地方ブロック向け放送について、地域事情の違いを踏まえ、世帯カバー率の基準に柔軟性を持たせることは適切である。 【(社)日本民間放送連盟】	
2-39		地方特定基地局の配置及び開設時期に柔軟性を持たせることに賛成する。 【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】	
2-40		地方ブロック向け放送の特定基地局の配置及び開設時期について、柔軟性を持たせることは賛成です。 【(株)エフエム大阪】	
2-41		ハード会社の認定にあたって、地方ブロック向け放送に係る基準については、ぜひとも「一律の基準ではなく、それぞれの地方ブロックの地域の状況に即した基準」を要望します。 【朝日放送(株)】	携帯端末向けマルチメディア放送の実現にあたっては、広く全国に普及し、できるだけ多くの国民がそのメリットを享受できることが必要であるため、一定の基準を定めることが必要と考えますが、具体的な基準については、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、各地域の状況や事業性等にも配慮した上で定めることとしたいと考えます。
2-42		地方ブロック向け放送に関する特定基地局の配置及び開設時期に関しては、地域ごとの状況に応じた基準とすべきである。例えば地形による置局数の違いや、地域ごとの市場性による投資の効果等を考慮し、受信機の普及や地域ごとの状況を加味し、柔軟性を持たせることが適當である。 【(株)TBSラジオ & コミュニケーションズ】	
2-43		地域の経済力に格差があり事業性は地域によりばらつきがある。世帯カバー率の基準は全国一律でなく、地域により普及の状況を十分考慮した基準の設定が必要と考える。 【北海道放送(株)】	
2-44		世帯カバー率およびその達成年限については、消費者ニーズや地域のマーケット、地理的要因を踏まえて事業者が立案する開設計画を尊重し、事業の健全性および確実性が保てるように希望する。 【(株)文化放送】	
2-45		地域の経済規模や人口、さらには地形や地理的条件など総合的に勘案して、事業性を	

		損なわない程度にカバー率ならびに時期の基準を定めることとしていただきたい。 【(株)南日本放送】	
2-46	イ 地方ブロック向け放送に係る基準 (ア)5年以内に、各放送対象地域に割り当てる周波数帯域幅や事業性等を踏まえ定める世帯カバー率	既存のラジオ事業者、とりわけ、AM事業者が参入し、速やかな「アナログからの移行」をめざす上で、いわゆる「あまねく義務」が生じることは当然と思われるが、現状の経営状況等を鑑みると、性急な置局義務は、事業性を奪いかねないものと考える。 【九州朝日放送(株)】	アナログからデジタルへの完全移行を目指す地上テレビジョン放送と異なり、携帯端末向けマルチメディア放送は、新たなメディアとして、そのサービスの具体像の調査も行った上で、今後実現を図っていくものであり、アナログラジオからの移行が必ずしも求められているわけではありません。 また、現時点において、特定の事業者の経営状況を想定して基準を定めることは適当ではないと考えます。
2-47		既存のラジオ事業者、とりわけ、AM事業者が参入し、速やかな「アナログからの移行」をめざす上で、いわゆる「あまねく義務」が生じることは当然と思われるが、現状の経営状況等を鑑みると、性急な置局義務は、事業性を奪いかねないものと考える。 【(株)大分放送】	
2-48		世帯カバー率の基準の策定に当たっては、地域によって異なる状況、例えば地形による置局の難易や、市場性による投資の効果を考慮し、一律な基準とするのではなく地域に即した基準とすることを要望する。 【デジタルラジオ全国連絡協議会】	携帯端末向けマルチメディア放送の実現にあたっては、広く全国に普及し、できるだけ多くの国民がそのメリットを享受できることが必要であるため、一定の基準を定めることが必要と考えますが、具体的な基準については、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、各地域の状況や事業性等にも配慮した上で定めることとしたいと考えます。
2-49		世帯カバー率の基準の策定にあたって、例えば地形による置局の難易さのような地域によって異なる状況や市場性による投資の効果などを考慮し、一律な基準ではなく地域に即した基準とすることを要望する。 【関東デジタルラジオ放送企画LLC合同会社】	
2-49		世帯カバー率の基準の策定に当たっては、地域によって異なる状況、例えば地形による置局の難易や、市場性による投資の効果を考慮し、一律な基準とするのではなく地域に即した基準とすることを要望する。 【(株)ニッポン放送】	
2-50		世帯カバー率の基準の策定に当たっては、ブロックによって異なる状況、例えば地形による置局の難易や、市場性による投資の効果を考慮し、一律な基準とするのではなくブロックに即した基準とするべきである。 【(株)毎日放送】	
2-51		地方ブロック向け放送も全国向け放送と同一のカバー率基準とするべきである。 携帯端末向けマルチメディア放送としては全国向け放送も地域ブロック向け放送も同じ放送であり、基準に係る差をなくすべきであると考えます。地方ブロック向け放送も全国向け放送と同一のカバー率等の基準にするべきであると考えます。 【モバイルメディア企画(株)、ソフトバンクモバイル(株)】	ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
2-52	イ 地方ブロック向け放送に係る基準 (イ)各都道府県において特定基地局を配置すべき時期に係る基準	都道府県によっては、地形の影響で相当な数の特定基地局を配置しなければならず、高額の投資が必要となる。事業性を損なうような性急な基地局配置を求めるような基準とならないよう要望する。 【デジタルラジオ全国連絡協議会】	携帯端末向けマルチメディア放送の実現にあたっては、広く全国に普及し、できるだけ多くの国民がそのメリットを享受できることが必要であるため、一定の基準を定めすることが必要と考えますが、具体的な基準については、別途実施す

2-53	地理的要件・民力等を総合的に勘案すれば、都道府県間のある程度の不均衡はやむを得ないものと考える。	【(株)大分放送】	る参入希望調査の結果等も踏まえつつ、各地域の状況や事業性等にも配慮した上で定めることとしたいと考えます。
2-54	都道府県によっては、地形の影響で相当な数の特定基地局を配置しなければならず、高額の投資が必要となる。事業性を損ないかねない性急な基地局配置を求めるような基準とならないよう要望する。	【関東デジタルラジオ放送企画LLC合同会社】	
2-55	地理的要件・民力等を総合的に勘案すれば、都道府県間のある程度の不均衡はやむを得ないものと考える。	【九州朝日放送(株)】	
2-56	都道府県によっては、地形の影響で相当な数の特定基地局を配置しなければならず、それによって事業性を損なう恐れもある。従って、性急な基地局配置を求めるような基準とならないよう要望する。	【(株)ニッポン放送】	
2-57	ブロックによっては、地形の影響で相当な数の特定基地局を配置しなければならず、高額の投資が必要となる。事業性を損なうような性急な基地局配置ではなく、ブロックごとの事業性に配慮した基準とするべきである。	【(株)毎日放送】	
2-58	「携帯端末向けマルチメディア放送」ならではの特徴を活かした移動体向けサービスの場合は、世帯カバー率のほかに、全国幹線道路の総延長キロ数に対する <u>キロ数カバー率</u> などについても考慮して送信条件を決定する方法もあると考えます。 【(財)道路交通情報通信システムセンター】		ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
2-59	マルチメディア放送においては、鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備することは重要なことと認識するが、鉄道及び自動車等での受信向け特定基地局の開設時期については、経済性、市場性を考慮し、かつギャップフィラー設備の開発状況を勘案する等柔軟な基準とすべきである。 さらに、ギャップフィラー設備等の効率的な設置を実現するために、地方ブロック向け放送と全国向け放送間で可能な限り設備等を共用することが望ましいと考える。 【(株)ニッポン放送】		ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。 携帯端末向けマルチメディア放送については、事業者の創意工夫により特定基地局を柔軟に配置できるよう、開設計画の認定制度を活用することとしており、設備の共用等、特定基地局の効率的な配置に関しては、民間事業者において検討されるべきものと考えます。
2-60	鉄道、自動車向けの特定基地局の配置及び開設時期に関しても、受信機の普及や地域ごとの状況を加味し、柔軟性を持たせることが適当である。 【(株)TBSラジオ & コミュニケーションズ】		「柔軟性」「努力目標」「柔軟な基準」等の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
2-61	事業開始後短期間で鉄道路線・自動車道路等へのエリアカバーを求められることは、事業性を損なうおそれが高いことから、努力目標とする等、柔軟な基準としていただけたいと考えます。 【(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、(株)マルチメディア放送】		

2-62		鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備する基準についても同様柔軟な基準とすべきと考えます。 【伊藤忠商事(株)】	
2-63		携帯端末や車載型の移動端末を主な対象とする本放送においては、鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備することは必要な事ではあるが、地方ブロック向けマルチメディア放送ではブロックごとの事業性や地理的条件を配慮し、一律な基準ではなく、地域に即した基準とすることを要望する。 【デジタルラジオ全国連絡協議会】	ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
2-64		携帯端末や車載型の移動端末を主な対象とする本放送においては、鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備することは必要な事ではあるが、地方ブロック向けマルチメディア放送ではブロックごとの事業性や地理的条件を配慮し、一律な基準ではなく、地域に即した基準とすることを要望する。 【関東デジタルラジオ放送企画 LLC 合同会社】	
2-65		携帯端末や車載型の移動端末が主な対象とされる本放送においては、鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備することは必要な事ではあるが、地方ブロック向け放送ではブロックごとの事業性や地理的条件を配慮し、一律な基準ではなく、地域に即した基準とするべきである。 【(株)毎日放送】	
2-66		鉄道、自動車等の受信環境の整備は、災害時の緊急情報も含まれるため、国としての支援が肝要と考える。 【(株)大分放送】	放送法第2条の2第6項において、放送事業者はその行う放送に係る放送対象地域において当該放送があまねく受信できるよう努めるものとされているところであり、放送事業者が受信環境の整備に努めることが基本と考えます。
2-67		鉄道、自動車等の受信環境の整備は、災害時の緊急情報も含まれるため、国としての支援が肝要と考える。 【九州朝日放送(株)】	
2-68		鉄道、自動車等による移動受信の環境を整備するために定める基準は、社会インフラの整備等により変化するものであり、適正な審査基準が策定されるのか、懸念される。 【(株)文化放送】	ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
②事業計画の確実性			
2-69		ハード事業者の経営においては、世帯カバー率およびその達成年限が大きく影響する。事業計画の確実性の観点からも、置局に関しては、事業者の開設計画を尊重すべきであると考える。 【(株)文化放送】	携帯端末向けマルチメディア放送については、事業者の創意工夫により特定基地局を柔軟に配置できるよう、開設計画の認定制度を活用することとしています。
④受信設備の早期普及のための具体的な計画			
2-70		受信設備の普及においては、受信機メーカーの開発が不可欠である。受信機メーカーの受信設備開発に資する柔軟な制度の運用を望む。 【(株)文化放送】	受信設備の早期普及は携帯端末向けマルチメディア放送の発展のために重要であると考えており、既存の制度の運用について具体的なご要望があれば、法令の範囲内で柔軟に対応したいと考えます。

2-71	<p>受信装置の標準規格やそれに伴う端末コスト等、受信設備早期普及の前提となる様々な条件が明確になつてない段階で、具体的な普及計画を提示することは困難である。</p> <p>しかしながら、受信設備の早期普及には、一義的には、設備の低価格化が大きなウエイトを占めるものと考える。これを実現するためには過剰なサービスを載せないことが重要であり、国としての指針も必要と考える。</p> <p>また、コンテンツとしては、既存のラジオ放送事業者が行っているアナログ放送のサイマル放送がその普及に大きな力となるものと思われる。</p> <p>最終的には、地上放送の最大限の普及には民間だけの自助努力では自ずと財政的に限界があり、現在の地上テレビジョン放送のデジタル化同様、国としての普及計画の提示及び支援が不可欠である。</p>	<p>地上テレビジョン放送のデジタル化は、期限を定めてアナログからデジタルへの完全移行を目指しているものである一方、携帯端末向けマルチメディア放送は、アナログラジオとは異なる新たなメディアとしてその実現を図っていくものと考えています。</p> <p>したがって、自らの経営努力によって受信設備の普及計画も含めた確実性のある事業計画を有する者の参入により、その普及及び健全な発達を図っていくことが必要と考えています。</p> <p>なお、サイマル放送に係るご意見については、3-67 から 3-72 までのご意見に対する考え方をご参照ください。</p>
2-72	<p>受信装置の標準規格やそれに伴う端末コスト等、受信設備早期普及の前提となる様々な条件が明確になつてない段階で、具体的な普及計画を提示することは困難である。</p> <p>しかしながら、受信設備の早期普及には、一義的には、設備の低価格化が大きなウエイトを占めるものと考える。これを実現するためには過剰なサービスを載せないことが重要であり、国としての指針も必要と考える。</p> <p>また、コンテンツとしては、既存のラジオ放送事業者が行っているアナログ放送のサイマル放送がその普及に大きな力となるものと思われる。</p> <p>最終的には、地上放送の最大限の普及には民間だけの自助努力では自ずと財政的に限界があり、現在の地上テレビジョン放送のデジタル化同様、国としての普及計画の提示及び支援が不可欠である。</p>	<p>【(株)大分放送】</p> <p>【九州朝日放送(株)】</p>
2-73	<p>受信設備の早期普及のための具体的な計画で、受託放送事業者が委託放送事業者に対して「過重な負担を求める」とないように、放送法第52条の11第3号「委託放送事業者等に不当な義務を課するものであること。」が適用されると解してよろしいでしょうか。</p>	<p>放送法第52条の11第3号においては、受託放送役務の提供条件が委託放送事業者に対して不当な義務を課すものである場合には当該提供条件を変更するよう命じることができることとされており、これに該当する場合には当該規定が適用されます。</p>
⑤5年以後における特定基地局の配置に関する計画		
2-74	<p>最も遅い場合、親局のサービス開始後5年をメドに各都道府県の特定基地局が開設されるため、5年目以降の放送実績に基づく普及度や採算性等がサービスを評価する上で問われることになる。従って、それ以上の基地局の開設計画については、サービスの普及度や採算性の推移を見た上で判断となり、5年以後の配置計画を当初より提示することは難しい。</p>	<p>【(株)大分放送】</p> <p>開設計画の認定の有効期間は5年以内ですが、あまねく受信できるよう努める義務の観点から、5年目以降の計画についても審査に当たつて考慮することが適当と考えており、より適切かつ確実な計画を有している者に認定を与えるべきと考えます。</p>
2-75	<p>最も遅い場合、親局のサービス開始後5年をメドに各都道府県の特定基地局が開設されるため、5年目以降の放送実績に基づく普及度や採算性等がサービスを評価する上で問われることになる。従って、それ以上の基地局の開設計画については、サービスの普</p>	

		及度や採算性の推移を見た上で判断となり、5年以後の配置計画を当初より提示することは難しい。	【九州朝日放送(株)】	
2-76		5年以後における特定基地局の配置に関する計画についても、受信機の普及や地域ごとの状況を加味し、柔軟性を持たせることが適当である。 【(株)TBSラジオ & コミュニケーションズ】	ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。	
その他				
2-77		委託放送事業者には⑫「その他全国放送又は地方ブロック向け放送全体としての早期普及のために必要となる事項」とあるが、マルチメディア放送早期普及のためには、同様の項目を受託放送事業者の欄にも設けるべき。 【(株)エフエム宮崎】	別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、今後必要となる事項が出てくることも想定されることから、ご意見を踏まえて基本の方針(案)に追記いたします。	
2-78		全国向け放送、地方ブロック向け放送共に、特定基地局のより効率的な配置を図るために、送信局舎、電源設備、送信鉄塔等については、可能な限り共用することが望ましいと考える。 【(株)ニッポン放送】	携帯端末向けマルチメディア放送については、事業者の創意工夫により特定基地局を柔軟に配置できるよう、開設計画の認定制度を活用することとしており、設備の共用等、特定基地局の効率的な配置に関しては、民間事業者において検討されるべきものと考えます。	

3. 委託放送業務の認定に係る制度整備

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
(1) 委託して行わせる放送に係る周波数			
①放送対象地域			
3-1	イ 地方ブロック向け放送の放送対象地域	<p>九州・沖縄地域については、周波数帯域の効率的利用の観点から、距離的に遠く離れた九州と沖縄を同一の放送対象地域として括る必然性ないと考える。事業性を基にしたコストミニマムの議論に委ねるべき点も多く、ブロックの枠組みは事業者に任せるべきと考える。また、九州内においても、例えば、北部と南部或いは有明海沿岸地域とそれ以外等、各地域の地理的・文化的な実情を考慮した放送対象地域の柔軟な枠組みについて幅広く認めるべきである。尚、県域放送等の実現については既に述べたとおりである。</p> <p style="text-align: right;">【九州朝日放送(株)】</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送の実現にあたっては、広く全国に普及し、できるだけ多くの国民がそのメリットを享受できることが必要と考えます。したがって、ご意見にあるような特定の地域の事業性の観点からのみ制度整備を行うことは必ずしも好ましいものではないと考えます。</p> <p>また、放送対象地域は、「同一の放送番組の放送を同時に受信することが相当と認められる一定の区域」(放送法第2条の2第2項第2号)と規定されており、基本的に、放送対象地域の一部を対象として周波数を指定することは想定ていません。</p> <p>なお、県域放送等に関するご意見については、1-1 及び 1-2 のご意見に対する考え方をご参照ください。</p>
②放送対象地域ごとに指定することができる周波数			
3-2		<p>地方ブロック向け放送において放送の多元性を確保するためには、あらゆる可能性を排除しない周波数の指定が望ましいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【デジタルラジオ全国連絡協議会】</p>	<p>委託放送業務の認定に当たって指定することができる周波数については、別途実施する参入希望調査の結果も踏まえつつ、受託放送をする無線局に係る免許方針、放送の多元性の確保その他の事項を総合的に勘案した上で定めるとしています。</p>
3-3		<p>地方ブロック向け放送において放送の多元性を確保するためには、あらゆる可能性を排除しない周波数の指定が望ましいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【関東デジタルラジオ放送企画 LLC 合同会社】</p>	<p>ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
3-4		<p>地方ブロック向け放送において放送の多元性を確保するためには、あらゆる可能性を排除しない周波数の指定が望ましいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【(株)TBS ラジオ & コミュニケーションズ】</p>	
3-5		<p>地方ブロック向け放送において放送の多元性を確保するためには、あらゆる可能性を排除しない周波数の指定が望ましいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【(株)文化放送】</p>	
3-6		<p>地方ブロック向け放送において放送の多元性を確保するためには、あらゆる可能性を排除しない周波数の指定が望ましいと考える。特に、中波放送会社である当社としては「防災放送」の行政との連携の観点からも県域放送は、必要ではないかと考えている。</p> <p style="text-align: right;">【(株)栃木放送】</p>	<p>複数の都道府県を対象として当該地域向けの情報が受信できる地方ブロック向け放送の実現を図ることとしていますが、各地方ブロック向け放送において提供される番組の一部として、特定の県に特化した情報を提供することを妨げることは考えていません。</p>
3-7		<p>指定することができる周波数は、県域放送が可能となるよう配慮を希望する。県域放送に関する考え方は前述の通りである。</p>	

		【(株)南日本放送】	
3-8		<p>別紙1の3(1)①イで規定された放送対象地域の一部(たとえば「県域」又は「複数県域」)を放送対象地域として周波数の指定を受けることは可能でしょうか。周波数の指定は、セグメント単位になるのでしょうか。あるいは、セグメントを分割した1セグメントの分数単位になるのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【独立FM15社メディア開発研究会】</p>	<p>放送対象地域は、「同一の放送番組の放送を同時に受信することが相当と認められる一定の区域」(放送法第2条の2第2項第2号)と規定されており、基本的に、放送対象地域の一部を対象として周波数を指定することは想定していません。</p> <p>なお、複数の都道府県を対象として当該地域向けの情報が受信できる地方ブロック向け放送の実現を図ることとしていますが、各地方ブロック向け放送において提供される番組の一部として、特定の県に特化した情報を提供することを妨げることは考えていません。</p> <p>また、委託放送業務の認定に当たって指定することができる周波数については、別途実施する参入希望調査の結果も踏まえつつ、受託放送をする無線局に係る免許方針、放送の多元性の確保その他の事項を総合的に勘案した上で定めることとしています。</p>
3-9		<p>複数の委託放送事業者に参入機会を与えることは重要ですが、事業者数が多くなると一事業者の自由度が制約され、事業全体の方針等の意思統一にも支障を来たす虞があることから、必要最小限の事業者数を想定し制度整備すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT(株)】</p>	<p>委託放送業務の認定に当たって指定することができる周波数については、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、受託放送をする無線局に係る免許方針、放送の多元性の確保その他の事項を総合的に勘案した上で定めることとしています。</p> <p>ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
3-10		<p>割当てられた事業者により、單一マーケットが形成でき市場が拡大することを考慮した割当てを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【ISDB-T マルチメディアフォーラム】</p>	<p>ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
3-11		<p>新たな技術の導入を踏まえた放送サービスである為、技術方式を考慮した柔軟な割当方法として頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤忠商事(株)】</p>	<p>ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
3-12		<p>マルチメディア放送は新たな技術の導入を踏まえたサービスであることから、周波数の割当にあたってはサービスの規格を考慮した方法をしていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ及び(株)マルチメディア放送】</p>	
(2) 認定の審査			
3-13		①～⑫はいずれの項目も不可欠である。幅広い年代に及ぶ視聴者へ、質の高いサー	基本的方針(案)に対する賛成意見と考えま

		<p>ビスが選ばれた事業者によって持続的に提供されるよう、公平かつ慎重な審査をお願いしたい。⑥についてはEU諸国の規制などが参考事例になる。</p> <p>⑩の端末の普及については、視聴者の新たな負担はもとより安全性・ユニバーサルデザインの視点・環境負荷への配慮などが求められる。</p> <p style="text-align: right;">【特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟】</p>	す。
3-14		<p>委託放送業務の認定の審査項目のうち、放送番組編集に関わる項目は、比較審査のみ適用する事が適当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【独立FM15社メディア開発研究会】</p>	今回の基本の方針(案)において示した放送番組に関わる事項については、基本的に比較審査のみに適用することを想定しています。
3-15		<p>委託放送業務の認定の為に種々審査項目を設定する趣旨には賛同します。但し実際の審査に際しては、各項目について画一的な基準をもって行うのではなく、委託放送事業者が柔軟なコンテンツの編成を行えるよう弾力的な基準とする様、配慮頂きたい。</p> <p>複数のソフト事業者により過当競争となり事業性を損なう恐れがないよう割り当てる事業者数は、必要最小限とすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤忠商事(株)】</p>	<p>基本の方針(案)に対する賛成意見と考えます。なお、審査項目については、すべての項目について一律に規制することは考えていません。</p> <p>委託放送業務の認定に当たって指定することができる周波数については、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、受託放送をする無線局に係る免許方針、放送の多元性の確保その他の事項を総合的に勘案した上で定めることとしています。</p>
3-16		<p>番組規律は、マルチメディア放送が新しいメディアであり、その市場を新たに形成する必要があるという性格上、できるだけ制限をせず緩和することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【全国FM放送協議会】</p>	従来の地上放送では、テレビジョン放送について「静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響」を、ラジオ放送について「音声その他の音響」を送ることとなるなど、放送番組を構成する情報の形式を一律に定める規律が課されているほか、テレビジョン放送については、いわゆる番組調和原則により、個々の放送事業者ごとに放送番組の多様性の確保を求める規律が課されています。
3-17		<p>番組規律については、マルチメディア放送が新しいメディアであり、その市場を新たに形成する必要があるという観点からも、できるだけ制限せず緩和することが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)エフエム大阪】</p>	しかしながら、携帯端末向けマルチメディア放送については、新規メディアとして、映像・音響・データ等を柔軟に組み合わせて送ることを可能とともに、個々の放送事業者に対して番組調和原則を適用しないなど、個々の放送事業者に対して緩やかな規律を適用することとしており、従来の地上放送と比較して柔軟な番組編集が可能となるものと考えています。
3-18		<p>番組規律は、マルチメディア放送が新しいメディアであり、その市場を新たに形成する必要があるという性格上、できるだけ制限をせず緩和することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】</p>	
3-19		<p>コンテンツ、番組規律に関しては、その内容や編成については、放送事業者が利用者ニーズを踏まえて柔軟に且つ主体的に決定できるような制度整備がなされることを希望致します。</p> <p style="text-align: right;">【クアルコムジャパン(株)】</p>	
3-20		<p>委託放送事業者の認定の比較審査において、「新規コンテンツ」「いわゆるコマーシャルやショッピング番組」「地方ブロック向けの放送については、その地域向けの情報」といった特定の番組(情報)の占める割合や、「放送番組の製作取引の適正性の確保等のため</p>	従来の地上放送では、テレビジョン放送について「静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響」を、ラジオ放送

		<p>の具体的な計画」に着目して優劣を決める方針が示されている。しかし、これらの事項のほとんどは放送事業者の「番組編集の自由」にかかるものであり、規律強化にあたるため不適切であると考える。さらに、これらの事項が、いかなる「視聴者の利益」のために必要とされるのかが、現行法上の論拠を含めて判然としない。したがって基本の方針の確定にあたっては、規律強化の目的やこれらを必要とする理由などについて十分な説明がなされるよう要望する。</p>	<p>について「音声その他の音響」を送ることとなるなど、放送番組を構成する情報の形式を一律に定める規律が課されているほか、テレビジョン放送については、いわゆる番組調和原則により、個々の放送事業者ごとに放送番組の多様性の確保を求める規律が課されています。</p> <p>しかしながら、携帯端末向けマルチメディア放送については、新規メディアとして、映像・音響・データ等を柔軟に組み合わせて送ることを可能とともに、個々の放送事業者に対して番組調和原則を適用しないなど、個々の放送事業者に対して緩やかな規律を適用することとしており、従来の地上放送と比較して柔軟な番組編集が可能となるものと考えています。</p> <p>一方で、携帯端末向けマルチメディア放送については、国民視聴者の多大な協力を得て地上テレビジョン放送のデジタル化が完了することによって初めて利用可能となる貴重な周波数を利用して実現を図るものであること、また、広く国民に普及した携帯電話等の携帯端末や車載型の移動受信機を受信設備として想定したメディアとして実現が期待されるものであり、このことから求められる一定の公共的役割及び国民生活に与える影響力にかんがみれば、その普及及び健全な発達を図るため、一定の行政上の措置を講じることが必要であると考えています。</p> <p>このような考え方に基づき、今回の基本の方針(案)において示した放送番組に関する事項については、いずれも行為規制(行政法令上の義務)として適用することはせず(注)、比較審査が必要な場合に限って、より放送の普及及び健全な発達に資すると認められる事業計画を有する者を優先的に取り扱うことを想定しているものであり、携帯端末向けマルチメディア放送の普及及び健全な発達を図る観点から必要やむを得ない最低限のものと考えています。</p>
3-21		<p>当連盟は、これまで地上放送のハード・ソフト分離制度について「放送内容について行政の関与がこれまでより強まるのではないか」という危惧を表明してきた。マルチメディア放送の制度整備を進めるにあたり、放送事業者にそうした危惧を抱かせぬよう、慎重な配慮を要望する。</p> <p>【(社)日本民間放送連盟】</p>	
3-22		<p>委託放送事業者認定のための比較審査項目に関しては、設置目的、設置理由等、十分な説明を事業者に行うとともに、放送事業者の「番組編集の自由」に対しての規制強化とならないよう慎重な配慮を要望する。</p> <p>【(社)日本民間放送連盟】</p>	
3-23		<p>コマーシャルやショッピング番組の割合、地域向け情報の割合など番組内容を制度により規定することは、放送事業者の番組編集の自由に係わるものであることから、事業者の自主的判断にゆだねることが適当である。</p> <p>【(株)TBS ラジオ & コミュニケーションズ】</p>	
3-24		<p>「新規コンテンツ」や「コマーシャルやショッピング番組等」「地方ブロック向け放送で、その地域向けの情報」の占める割合を、認定時の比較審査の対象にすることは不適当だと考える。これらは「表現の自由」や「放送番組編集の自由」に直接関わるものであるし、なにより新規メディアの立ち上げの際に、その経営の選択肢や事業性にたがをはめるような制度整備は避けるべきである。</p> <p>【(株)TBS ラジオ & コミュニケーションズ】</p>	
3-25		<p>放送事業者が自らの放送番組を編集するにおいては、「表現の自由」が担保されることが前提であり、番組の内容に踏み込む基準の導入は反対します。</p> <p>【(株)東京放送ホールディングス】</p>	
3-26		<p>ウの⑤の記述にある「番組の多様性の確保」に加え、「サービスの多様性」が携帯マルチメディア放送にとって重要と考える。「多様性」の観点からは、既存放送番組のサイマル放送、異時間放送(タイムシフト)も「多様性」の一部を成すと考えるところである。比較審査において、「新規コンテンツ」など特定の番組(情報)の占める割合等を考慮する旨の方針が示されている。しかし、これらの事項のほとんどは放送事業者の「番組編集の自由」にかかるものであり、規律強化にあたるため不適切であると考える。基本の方針の確定にあたっては、視聴者側からみて望ましい「多様性」が確保されるよう要望する。</p> <p>【(株)テレビ東京】</p>	

3-27	<p>標記項目は、コンテンツの内容や編成に関わるものであり、「放送番組編集の自由」を損なうことのないよう、削除、あるいは放送として成立するために必要最低限度の規律に限定すべきです。</p> <p>また、標記の規律項目を設定・選択した理由や、具体的な基準のあり方等について、十分な説明が必要と考えます。</p> <p>携帯端末向けマルチメディア放送は、新たなメディアとして受信機も含めてゼロから立ち上がるメディアであり、利用者のニーズやビジネスモデルについては当面手探りの状態が続くことが予想されます。過度な規律によって、これから普及の拡大を目指すメディアとしての柔軟性や可能性の芽を摘むことのないよう、慎重な対応を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)フジテレビジョン】</p>	<p>第1項により読み替えて適用される第6条の2に基づき、法律上の行為規制として規律が課されています。</p> <p>なお、今般寄せられたご意見を踏まえ、基本の方針(案)3(2)⑤について所要の修正を加えています。また、今後、これらの事項に係る基準について検討を進めるに当たっては、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、事業性等にも十分に配慮し、検討していく考えです。</p> <p>なお、基本の方針(案)3(2)⑧の事項に係るご意見については、3-101 のご意見に対する考え方をご参照ください。</p>
3-28	<p>「コマーシャルやショッピング番組」、「地域向けの情報」といった特定ジャンルの番組の多寡については、チャンネル単位で個別に判断することなく、マルチメディア放送全体のバランスとして総合的に見るべきである。また、無料放送と有料放送においても、特定ジャンルの番組の多寡について、異なるバランスの判断があるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【全国 FM 放送協議会】</p>	<p>これらの項目については、いずれも比較審査項目として想定しているものです。</p> <p>したがって、当然のことながら、個別の申請者だけで判断する絶対審査ではなく、他の申請者との比較において審査される際に考慮することを想定しています。</p>
3-29	<p>「コマーシャルやショッピング番組」、「地域向けの情報」といった特定ジャンルの番組の多寡については、チャンネル単位で個別に判断することなく、マルチメディア放送全体のバランスとして総合的に見るべきである。また、無料放送と有料放送においても、特定ジャンルの番組の多寡について、異なるバランスの判断があるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】</p>	
3-30	<p>「いわゆるコマーシャルやショッピング番組等」や「地域向けの情報」といった特定ジャンルの番組の占める割合については、個別の委託放送事業者単位で判断することなく、地域ブロック全体のチャンネルプランを総合的に見るべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)エフエム大阪】</p>	
3-31	<p>新規コンテンツの占める割合、ショッピング番組の占める割合等と記載されているが、放送番組の編集の内容は各放送事業者が持つ個性が最も発揮される部分であり、この内容には全放送事業者が創意工夫し日夜放送を行っている。このため新規コンテンツなどの占める割合のみで優劣をつけるのではなく、総合的な番組編成面を考慮すべき。</p> <p style="text-align: right;">【(株)エフエム宮崎】</p>	<p>委託放送業務の認定に当たっての審査項目としては、基本の方針(案)3(2)①～⑪に示す事項を基本としつつ、放送の普及及び健全な発達を図る観点から定めることとしており、ご意見をいただいた項目のみで優劣をつけることは考えていません。</p> <p>なお、基本の方針(案)3(2)⑤については、所要の修正を加えています。</p>
3-32	<p>既存の枠にとらわれない放送・サービス・ビジネスモデルを提供できるよう、多様な事業者が参入できるような制度の整備を希望いたします。</p> <p>「各放送対象地域において指定することができる周波数が不足する場合」において、</p>	<p>委託放送業務の認定に当たって指定することができる周波数については、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、受託放送をす</p>

		<p>各事業者が希望する必要帯域をそのまま適用し比較審査するだけでなく、各事業者の要望及び放送の多元性の確保のために各事業者が利用する帯域を調整しながら審査していくような柔軟な審査を希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【ビルコム(株)】</p>	<p>る無線局に係る免許方針、放送の多元性の確保その他の事項を総合的に勘案した上で定めることとしています。</p> <p>ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
3-33		<p>マルチメディア放送には携帯電話事業者が参入を希望していると認識しています。ここで、加入している携帯電話事業者によって、受信できるマルチメディア放送の番組が限定されるようなことはあってはならないと思います。各携帯電話の端末へのサービスの加入があるかないかによって受信できるマルチメディア放送の番組に違いがあることなど、視聴者を囲い込むような形態を認めない仕組みや事業者の取り組みを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【(財)日本消費者協会】</p>	<p>ご意見の点については、携帯端末向けマルチメディア放送が広く普及していくために考慮すべき要素と考えられることから、別途実施する参入希望調査に合わせて必要な調査を行う等、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
3-34		<p>地方ブロック向け放送の委託放送業務に参入する放送事業者の比較審査にあたっては、省令に基づいて2003年以来実用化試験放送において、技術基準や新しいサービスの開発、実験で実績を積み重ねてきた放送事業者の実績、貢献を評価項目に入れるべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【(社)デジタルラジオ推進協会】</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送は、新規の放送サービスとして実現を図ろうとしているものであり、事業計画の確実性や受信設備の早期普及のための具体的な計画等について審査した上で、新しい放送の普及及び健全な発達の観点から、各申請者の参入の是非を判断すべきものと考えています。</p>
3-35		<p>「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書P14に「ビジネスモデルのイメージ(料金、サービス内容等)」が記載されている。</p> <p>その中で、全国向けと、地方ブロック向けとの差がはっきりとわかるのは、料金の考え方の部分と考える。</p> <p>基本方針にはっきりとこのような違いが書かれていなかが、報告書で記載された内容の違いは今回の方針以降にはっきりと現れるのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【(株)ZIP-FM】</p>	<p>料金については、参入を希望する事業者が新サービスの事業計画を検討する上での根幹に関わる事項であり、事前に行政が一律の枠組みを定めるのではなく、今後実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、新たな放送の普及及び健全な発達を図るという観点から制度整備を行うことが適当と考えます。</p>
3-36		<p>マルチメディア放送サービスの導入後も既存のFM多重放送対応の車載機へのサービス維持のために、一定期間(10~15年程度)のFM多重放送とマルチメディア放送の同時サービスの提供を認めていただけるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【(財)道路交通情報通信システムセンター】</p>	<p>ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
①表現の自由の享有			
3-37		<p>携帯端末向けマルチメディア放送に関して、表現の自由享有基準の緩和方針が出されたことに賛意を表します。今後も、携帯端末向けマルチメディア放送の円滑な導入を促進する制度整備が行われることを希望致します。</p> <p style="text-align: right;">【メディアフロージャパン企画(株)】</p>	<p>基本の方針(案)に対する賛成意見と考えます。</p>
3-38		<p>我が国の映像コンテンツの制作・調達などは既存の放送事業者の関わりを無視できない状況にあります。したがって、委託放送業務の認定を受ける事業者においても、地上放送事業者の出資が制限されることについては、経営の選択肢を大きく狭めることになると考えます。</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送については、広く国民に普及した携帯電話等の携帯端末や車載型の移動受信機を受信設備として想定したメディアとして実現が期待されるものであり、</p>

		<p>また、特別衛星放送の「表現の自由の享有」では、地上放送事業者の出資比率規制の例外が設けられるなど(2中継器以内であれば支配・参入可)一定の配慮が見られるのに対し、本件にはそうした例外事項が見当たりません。</p> <p>地上放送事業者のみが過度に制限されるような審査基準は設けるべきではないと考えます。</p>	<p>【(株)テレビ朝日】</p> <p>国民に対して一定の影響力を有すること、また、これに使用できる周波数には限りがあることから、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするため、表現の自由享有基準の適用は必要と考えます。</p> <p>ただし、新規メディアであるということにも考慮して、現在の地上放送に係る基準を緩和して、「三分の一以上」を支配の基準とするとともに、例外として、地方ブロック向け放送について、基本の方針(案)3(2)①イ(イ)のとおりとしているものです。</p> <p>なお、地上放送事業者以外の者に係る基準については、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、放送の多元性の確保その他の放送の普及及び健全な発達を図る観点から、検討することとします。</p>
3-39		<p>『携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会 報告書』31ページにおいて、「(表現の自由享有基準に関して)基本的には緩和の方向とすることが適當」とされており、この提言を支持する。</p> <p>携帯端末向けの放送としてワンセグ放送が幅広く認知されている中、ワンセグ放送との不必要な競合を防ぎ、携帯マルチメディア放送の発展を促進するという観点からも、参入などにおいて既存放送事業者との関係性を考慮すべきである。</p>	<p>【(株)テレビ東京】</p> <p>ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
3-40		<p>ここで示されている「表現の自由の享有」に関する考え方、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」で謳われている既存放送事業者のノウハウの活用を容認している点においては、評価できるが、既存放送事業者が、他業種の新規事業者に比べ不利にならないよう要望する。</p>	<p>【(株)文化放送】</p> <p>表現の自由享有基準は、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるよう設けるものであることから、一般論として、新規事業者にとって有利になる面があるものと考えます。</p> <p>なお、今回の携帯端末向けマルチメディア放送は、新規メディアであることも配慮して、既存の地上放送に係る表現の自由享有基準と比較して、一定の緩和を行っているものです。</p>
3-41	ア 全国向け放送に係る委託放送業務	<p>全国向け放送の委託認定における表現の自由享有基準について、絶対審査基準を議決権の三分の一とした上で、比較審査基準は議決権の十分の一としていますが、比較審査基準は不要と考えます。</p> <p>携帯端末向けマルチメディア放送は新たなメディアであり、その普及促進を勘案すれば、地上放送の基準(議決権十分の一)より緩やかな三分の一を絶対基準としたことは妥当と考えます。</p>	<p>一般論としては、比較審査は、絶対審査に適合する申請者全員に周波数を割り当てることができない場合に、これらの申請者の間の優先順位付けを行う審査であることから、比較審査において絶対審査で求められた水準以上の審査を行うことは、比較審査のそもそもの目的・性格に</p>

		<p>しかし、それに重ねて比較審査基準を設けてしまえば、絶対基準の趣旨が実質的に希薄になり、結果として事業者の経営の選択肢を狭めることにつながります。</p> <p>かつて、衛星放送における基準緩和の過程でも、三分の一への緩和が実施され、衛星放送の普及に資することになりましたが、その際に比較審査基準は設けられていません。携帯端末向けマルチメディア放送が、衛星放送等よりもさらに新規性の強いメディアであることを考えれば、あえて比較審査基準を設ける根拠を見出すことは困難です。</p> <p>また、地方ブロック向け放送における表現の自由享有基準では、申請者の放送対象地域と、申請する放送対象地域が同じ場合には、100%出資や本体参入まで許容されています。これについては、ラジオ放送のおかれた現状等に鑑みて妥当な判断と考えますが、地方ブロック向け放送についてここまで緩やかな基準とする以上、全国向け放送にのみ厳格な比較審査基準を設ければ、基本方針全体の一貫性が問われかねないと考えます。</p>	<p>照らして当然のことであると考えられます。(仮に、比較審査において、絶対審査で求められた審査以上の審査を行ってはならないこととなれば、絶対審査に適合した申請者の間の順位付けを行うことは困難になります。)</p> <p>また、全国向け放送と地方ブロック向け放送の影響力の相違等を踏まえれば、両者の基準の間である程度の差が出ることはやむを得ないものと考えます。</p> <p>なお、平成23年以降の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する制度においても同様の比較審査基準が設けられています。</p>
3-42	イ 地方ブロック向け放送に係る委託放送業務	<p>地方ブロック向け放送に関して、既存放送事業者参入に一定の配慮がなされていることは適切である。</p> <p>【(株)毎日放送】</p>	基本の方針(案)に対する賛成意見と考えます。
3-43		<p>地方ブロック向け放送に関して一定の配慮がなされている点は評価できるが、メディア環境の変化に応じた、より一層の「表現の自由の享有基準」の緩和を期待する。</p> <p>【デジタルラジオ全国連絡協議会】</p>	ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
3-44		<p>地方ブロック向け放送に関して一定の配慮がなされている点は評価できるが、メディア環境の変化に応じた、より一層の「表現の自由の享有基準」の緩和を期待する。</p> <p>【関東デジタルラジオ放送企画LLC合同会社】</p>	
3-45		<p>経営的な選択肢を広げる観点からも、更なる「表現の自由の享有基準」の緩和を要望する。</p> <p>【(株)TBS ラジオ & コミュニケーションズ】</p>	
3-46		<p>放送対象地域が重複する既存の放送事業者の参入に対する制限が緩和されており、評価する。加えて、音声放送事業者の将来を勘案し、「一定の基準」の更なる緩和を含む柔軟な制度整備を望む。</p> <p>【(株)ニッポン放送】</p>	
3-47		<p>表現の自由享有基準で、放送対象地域が重なる地上放送事業者の申請に配慮したことは適切と考える。今後決定される「一定の基準」については、地上放送事業者が、従来にない革新的なサービスの提供者として参入するのに制約とならないよう、帯域幅だけで規定するのではなく、帯域幅とサービス内容の両面で判断すべきである。</p> <p>【全国FM放送協議会】</p>	<p>基本の方針(案)に対する賛成意見と考えます。</p> <p>なお、「一定の基準」に係るご意見については、あくまで表現の自由の享有という観点から検討すべきものと考えています。</p>
3-48		<p>表現の自由享有基準で、放送対象地域が重なる地上放送事業者の申請に配慮したことは適切と考える。今後決定される「一定の基準」については、地上放送事業者が、従来にない革新的なサービスの提供者として参入するのに制約とならないよう、帯域幅だけで</p>	

		規定するのではなく、帯域幅とサービス内容の両面で判断すべきである。 【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】	
3-49		周波数帯域の一定の基準について、ある程度の割合を明示することが望ましいと考える。 【九州朝日放送(株)】	「一定の基準」は、制度整備の段階で明示する考えです。
3-50		一事業者が複数の放送対象地域で認定を受けることは許されますか。 【独立 FM15社メディア開発研究会】	表現の自由の享有に係る制度については、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、放送の多元性の確保その他放送の普及及び健全な発達を図る観点から、整備することとしています。
3-51		地方ブロック向け放送に関して一定の配慮がなされている点は評価できますが、円滑な立ち上げを図り、今後発展していくためには「表現の自由の享有基準」のより一層の緩和が望ましいと考えます。ただし、「放送」は社会的影響力が大きいことから、現在の地上放送と同様の外資規制を課す必要があると考えます。 【(株)FM802】	ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。 なお、外資規制については、本年4月に成立・公布された「電波法及び放送法の一部を改正する法律(平成21年法律第22号)」において、現在の衛星放送と同様の外資規制が課されています。
②事業計画の確実性			
3-52		事業計画においては経済的な面ばかりでなく、放送事業の公共性、社会的責務も勘案すべきと考える。 【(株)文化放送】	ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、基本の方針(案)については、放送の普及及び健全な発達を図る観点から、事業計画の確実性のみならず、基本の方針(案)3(2)④「効果的な災害放送など、公共の福祉の増進に資する放送の確保」をはじめとする各種の事項を基本として審査を行うことを示しています。
3-53		現時点でのV-L帯の移動受信用地上放送のソフト供給の主体を形成するのは、全国各地のラジオ放送事業者である事が予想されます。しかし、AM局、FM局、ラテ兼営局、ラジオ単営局の差はある、その経営環境の厳しさはますますその度を強めています。 現行の放送を発展・継続させながら「新たなメディア」に参入していくことの「事業性」について、携帯端末の重要性については充分認識していますが、同時に、固定受信・車載端末等の事業性も重要な問題と認識しています。放送が果たす社会的な役割、地域性の重視の観点からも、既存ラジオ放送事業者の円滑な参入を促進する制度整備を強く要望します。 【朝日放送(株)】	現時点において、特定の事業者の経営状況を想定して基準を定めることは適当ではないと考えます。携帯端末向けマルチメディア放送は、新規の放送サービスとして実現を図ろうとしているものであり、放送の普及及び健全な発達を図る観点から、各申請者の参入の是非を判断すべきものと考えます。 なお、地方ブロック向け放送に係る制度整備においては、表現の自由の享有の観点を除けば、既存のラジオ放送事業者であることをもって参入を認めないことは考えていません。
④災害放送等			

3-54		本マルチメディア放送が基幹放送を担うとの位置付けであるならば、災害放送等は義務付けが至当と考える。 【九州朝日放送(株)】	基本の方針(案)に対する賛成意見と考えます。	
3-55		<p>携帯端末向けマルチメディア放送で想定されるサービスは、地上デジタル放送などの基幹的放送では対応しきれない国民視聴者の多種多様なニーズに応える放送であるべきだと考えます。そのような補完的・付加的な新しいメディアにおいて、地上デジタル放送やBSデジタル放送などに課されているような基幹的放送並みのレベルでの「災害放送の確保」はなじまないと考えます。</p> <p>災害放送の確保など公共の福祉の増進に資する放送の確保を追及するあまり、委託放送事業者の「事業計画の確実性」を損なうものではあってはならないと考えます。過度な負担は委託放送事業者の経営環境を圧迫し、コンテンツの質の低下などを引き起こしかねません。ユーザの利益を損なうことのないよう、マルチメディア放送全体の健全な発展にも配慮すべきと考えます。</p>	<p>災害放送については、放送法第52条の28第1項により読み替えて適用される第6条の2に基づき、携帯端末向けマルチメディア放送に係る委託放送事業者についてもその義務が課されています。</p> <p>なお、ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
3-56		<p>多チャンネル放送も可能なマルチメディア放送においては、すべてのチャンネルで一律に災害放送等の対応を規定するのではなく、チャンネルの特性に応じた柔軟な編成を可能にすべきであると考える。</p>	【(株)文化放送】	
3-57		<p>AMラジオのサイマル放送必要性について</p> <p>AMラジオ放送事業者は「効果的な災害放送など、公共の福祉の増進に資する放送」に努めてきました。特に地域情報の収集・発信では、長年の実績により地域住民の厚い信頼を獲得しています。</p> <p>しかしながら近年、パソコンやデジタルテレビなどのデジタル機器、蛍光灯、冷蔵庫などの家電製品がAMラジオ放送の受信障害を引き起こし、特に都市部ではAMラジオ放送が聞こえない場所が増加しているという状況が生まれています。また、夜になると韓国の電波をはじめ国内の同一周波数の放送が混信の原因となっています。</p> <p>AMラジオ放送事業者が持つ公共的役割を生かし続けるためには、地方ブロック向け放送でもAMラジオ放送のサイマル放送が必要です。それが、「効果的な災害放送など、公共の福祉の増進に資する放送」の確保につながることは間違いないありません。</p> <p>AMラジオ放送のサイマル放送が円滑にできるような制度整備が必要であると考えます。</p>	【(株)中国放送】	災害放送を確保するためには AM ラジオ放送のサイマル放送のほか様々な確保の在り方がありえるものと考えています。
⑤新規コンテンツの占める割合				
3-58		長年にわたり国民に支持され、信頼されてきた既存放送番組の活用は新メディア普及の一助となると考えられることから、新規と既存コンテンツを柔軟に編成できることが望ましい。	ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。	
3-59		長年にわたり国民に支持され、信頼されてきた既存放送番組の活用は受信設備の早	なお、本項目については、所要の修正を加えています。	

	期普及も含む新メディア醸成の一助となると考えられることから、新規と既存コンテンツを柔軟に編成できることが望ましい。
3-60	【関東デジタルラジオ放送企画 LLC 合同会社】 昨年の懇談会報告の制度化の理念で示された「既存ラジオのノウハウの活用」は、コンテンツの多様性の確保、多チャンネル化を実現する上でも非常に重要な理念であり、長年にわたり国民に支持され、信頼されてきた既存放送番組を活用することは、新規メディア、受信機普及の一助となると考えられることから、新規と既存コンテンツを柔軟に編成できることが望ましい
3-61	【(株)TBS ラジオ & コミュニケーションズ】 新規メディアにおいては、新規コンテンツを提供することは重要なことであるが、既存アナログ放送の番組の活用もまた、新規メディアの普及の一助となると考える。特に AM 放送においては、都市部におけるビル陰や都市雑音による難聴地域の拡大が深刻化している。市場動向を見つつ既存アナログ放送からデジタル放送への緩やかな移行も視野に入れた柔軟な編成が行なえるような制度とすることを要望する。
3-62	【(株)文化放送】 新規コンテンツの占める割合については、事業性や視聴者のニーズなど、地域の事情に即して決まることも考えられる。従って認定の審査基準とされるのではなく、事業者が柔軟に編成できることが望ましいと考える。
3-63	【(株)熊本放送】 画像や文字情報を付加するなど一定の規律は必要とも考えるが、都市雑音等による難聴取対策として AM ラジオのサイマル放送を行うことは地方ブロック向け放送の早期普及に一定の役割を果たすとともに、放送の公共性の観点からも必要と考える。AM ラジオのサイマル放送が事業者により柔軟に編成できることを要望する。
3-64	【(株)熊本放送】 これまで 국민に広く支持され親しまれてきた既存放送番組の活用は、新しいメディアの普及、受信機の普及にとても極めて有効です。また、既存のコンテンツに映像やデータを付加して展開するコンテンツも、「新しいメディア」という皮袋に入れる価値のある「新規コンテンツ」の一つです。ソフト会社の認定にあたって、「新規と既存コンテンツを柔軟に編成できること」を要望します。
3-65	【朝日放送(株)】 地方ブロック向け放送においては、デジタル技術を駆使した新規コンテンツが放送されるメディアではあるが、長年にわたり国民に支持され、信頼されてきた既存のアナログラジオ番組の活用は、新しいメディア普及の一助になると考えられることから、新規コンテンツと既存アナログラジオ番組が柔軟に編成されるようにするべきである。
3-66	【(株)毎日放送】 コンテンツの内容や編成については、放送事業者が利用者ニーズを踏まえて柔軟に決定できるような制度整備がなされることを希望致します。

		【メディアフロージャパン企画(株)】	
3-67		<p>聴取者に長年親しまれているアナログラジオ放送をデジタルラジオで聞くことができるこ とにより、デジタル受信装置の購入意欲が高まり、早期の普及に資すると考える。したが って、アナログラジオ放送のサイマル放送を行なうことが不利に扱われないような制度と することが必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【デジタルラジオ全国連絡協議会】</p>	
3-68		<p>聴取者に長年親しまれているアナログラジオ放送をデジタルラジオで聞く能够在するこ とにより、デジタル受信装置の購入意欲が高まり、早期の普及に資すると考える。したが って、アナログラジオ放送のサイマル放送を行なうことが不利に扱われないような制度と することが必要と考える。</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送は新規のメ ディアとしてその実現を図ることとしており、この 中で提供されるコンテンツがもっぱら既存のラジ オ放送において提供されているもののみとなる ことについては、新たな放送の普及及び健全な 発達を図る観点からは慎重に考えることが必要 と考えます。</p>
3-69		<p>広く国民に親しまれているアナログラジオ放送を高音質とデジタルならではの新機能を 附加したデジタル放送で聞くことができることにより、デジタル受信装置の購入意欲が高 まり、早期の普及に資すると考える。したがって、アナログラジオ放送のサイマル放送を行 なうことが不利に扱われないような制度とすることが必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【関東デジタルラジオ放送企画LLC合同会社】</p>	
3-70		<p>國民生活の利便性の向上に寄与する新規コンテンツはマルチメディア放送の普及発展 に不可欠な要素であるが、加えて既存の放送事業者の番組(災害報道等)制作のノウハ ウの活用もまた同様に重要であると考える。したがって、例えば、アナログラジオ放送の サイマル放送を行なうことが不利に扱われないような制度とすることが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">【(株)TBS ラジオ & コミュニケーションズ】</p>	
3-71		<p>地方ブロック向け放送を早期に普及させるためには、地方の聴取者に長年親しまれて いるAMラジオ放送をデジタルラジオでも聞くことができる有効であると考えます。 聴取者が受信環境に応じて、アナログでもデジタルでも同じ放送を聞くことができれば、 デジタル受信機の購入意欲が高まり、早期の普及に資することは間違いません。 さらに、このことで、都市部山間部を問わず広範囲にわたって地域情報の入手が可能 となり、情報格差の少ない社会の実現にも貢献するはずです。 審査基準において、AMラジオ放送がサイマル放送を行うことが不利に扱われないよう な制度整備が必要です。</p> <p style="text-align: right;">【(株)ニッポン放送】</p>	
3-72		<p>聴取者に長年親しまれているアナログ放送をデジタルラジオで聞くことができることによ り、デジタル受信装置の購入意欲が高まり、早期の普及に資すると考える。したがって、 アナログラジオ放送のサイマル放送を行なうことが不利に扱われないような制度とす ることが必要と考える。当社の場合では、現在でも自社番組作成比率は70%(地元の購入も ので、当社での加工番組を含む)と非常に高く、デジタル化放送によってもこの方針を変え る考えはない。さらにウエイトを高める必要があると考える。</p> <p style="text-align: right;">【(株)中国放送】</p>	
3-73		<p>新規コンテンツの占める割合は既存の地上放送事業者のサイマル放送を実現するた</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送は、既存の</p>

		<p>め一定以下とすべきと考える。</p> <p>サイマル放送は効果的な災害放送など、公共の福祉の増進に資する放送の確保に欠かせないものと考える。</p>	
3-74		<p style="text-align: right;">【(株)大分放送】</p> <p>新規コンテンツの占める割合は既存の地上放送事業者のサイマル放送を実現するため一定以下とすべきと考える。</p> <p>サイマル放送は効果的な災害放送など、公共の福祉の増進に資する放送の確保に欠かせないものと考える。</p>	<p>地上放送とは異なる新たなメディアとして、そのサービスの具体像の調査も行った上で、今後実現を図っていくものであり、ご意見にあるような「既存の地上放送事業者のサイマル放送を実現するため」を直接の目的とはしていません。</p> <p>また、災害放送など、公共の福祉の増進に資する放送を確保するためには、サイマル放送のほか様々な確保の在り方があり得るものと考えています。</p>
3-75		<p>従来から広く聴取者に支持され、魅力的な番組を提供してきた放送も加わることが当該放送の発展に大きな貢献をもたらすものと考えるので、むしろ、割合を審査する際には、災害放送が速やかに編成できる既存のコンテンツが新規コンテンツに押し出されないように求める。</p>	<p style="text-align: right;">【北海道放送(株)】</p> <p>携帯端末向けマルチメディア放送に係る委託放送事業者については、放送法第52条の28第1項により読み替えて適用される第6条の2に基づき、既存コンテンツか新規コンテンツかにかかわらず、災害放送の義務が課されるものです。</p>
3-76		<p>当社は、以下の理由によりアナログラジオのサイマル放送は必要なコンテンツであると考えている。</p> <p>委託放送業務の認定の審査における③全国放送又は地方ブロック向け放送全体としての番組の多様性の確保の観点からは、番組の多様性につながる。</p> <p>同④効果的な災害放送など、公共の福祉の増進に資する放送の確保の観点からは、災害放送など公共の福祉の増進に資する放送は、放送事業の採算性から考えると負担の重い部分になる可能性が大きく、これらの放送の充実には、アナログラジオのサイマル放送は効果的である。</p> <p>同⑩受信設備の早期普及のための具体的な計画の観点からは、受信環境の問題により、アナログラジオを受信しづらかった人達には、アナログラジオのサイマル放送は受信機購入の動機となり、また、多種の放送を受信したい人にとっては、複数の受信機を所持することの無駄を省くことになる。</p> <p>このため、サイマル放送の有効性も考慮し、新規コンテンツの占める割合のみで優劣を決めるることは行わないでいただきたい。</p>	<p>基本の方針(案)においては、本項目のみならず、3(2)に示す各事項に基づき審査を行うことを想定しています。</p> <p>なお、本項目については所要の修正を加えています。</p>
3-77		<p>現在行われているアナログラジオの県域放送は、生活圏に密着し、生活情報を届けるとともに、住民の安全を確保する防災、災害報道に豊富な実績を持つ。これらの実績と一緒にを充分に勘案して、現在行われている放送を本マルチメディア放送においても実現できるような割合とすることを強く望む。</p>	<p>今般寄せられたご意見を踏まえ、本項目については所要の修正を加えています。</p>
3-78		<p>放送事業者が自らの放送番組を編集するにおいては、「表現の自由」が最大限保証されることが前提であると考えます。自由な番組内容の編集に抵触する基準の導入については強く反対します。</p> <p>また、現時点では「新規コンテンツ」の定義が明確ではなく、仮に定義を設けるとしても、</p>	<p>放送番組編集の自由及び表現の自由との関係については、3-20 から 3-27 までのご意見に対する考え方をご参照ください。</p> <p>基本の方針(案)において「新規コンテンツの</p>

		<p>きわめて慎重な検討が必要だと考えます。</p> <p>さらに、新規コンテンツの占める数値的な割合を掲げるとしても、合理的で妥当性のある数値は見出せないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ朝日】</p>	<p>占める割合」としていたのは、新規メディアとしての携帯端末向けマルチメディア放送の特性を生かしたサービスの提供が進むことが望ましいと考えていたものであり、ご意見を踏まえ、所要の修正を加えています。</p>
3-79		<p>表現の自由享有基準において、「新規コンテンツの占める割合」に対する評価は、既存の放送チャンネルで流れているコンテンツとの差別化が目的と理解し、放送以外のチャンネルでのコンテンツは対象ではないと理解します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)エフエム大阪】</p>	<p>「表現の自由享有基準」とはいわゆるマスメディア集中排除原則であり、この観点に基づき審査するものではありません。</p> <p>なお、今般寄せられたご意見を踏まえ、本項目については所要の修正を加えています。</p>
3-80		<p>「新規コンテンツ」の多寡の評価について、「新規」の意味は、既存の「放送チャンネル」に流れるコンテンツに対しての新規性であると理解する。また、既存の放送コンテンツについても、十分な付加価値をつけて提供するものについては新規コンテンツとみなすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【全国 FM 放送協議会】</p>	<p>今般寄せられたご意見を踏まえ、本項目については、所要の修正を加えています。</p>
3-81		<p>「新規コンテンツ」の多寡に対する評価は、既存の放送チャンネルで流れているコンテンツとの差別化が目的と理解し、放送以外のチャンネルでのコンテンツは対象ではないと理解する。また、既存の放送コンテンツに十分な付加価値をつけて提供するものについては、新規コンテンツとみなすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】</p>	
3-82		<p>地上であるか衛星であるかを問わず既存の放送番組と同じものでなければ、全国向け放送と地域ブロック向け放送で共通するコンテンツは新規と認められますか。</p> <p style="text-align: right;">【独立 FM15社メディア開発研究会】</p>	
3-83		<p>新しいメディアに新規コンテンツが必要とされるのは当然ですが、既存のコンテンツであってもデータや映像等を付加することによって、従来にはなかった新規コンテンツに成りうると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)FM802】</p>	
3-84		<p>多様な事業者が多様なサービスの展開を実現できるように、「新規コンテンツ」の割合だけでなく、どのような新規コンテンツなのか(番組内容だけでなく、新しい枠組みのサービスである、国民のニーズに適合しているなど)というところにも考慮いただくことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【ビルコム(株)】</p>	
3-85		<p>「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書 P25 にマルチメディア放送の定義の項で“「マルチメディア放送」の定義を定めることが必要である。”と記載されている。今後、定義がなされ、これに沿ったコンテンツの割合が規制されるのであると考える。</p> <p>しかし、既存の音声放送、テレビジョン放送以外が新規なのか、それとも既存の音声等</p>	

	<p>のコンテンツと映像等のコンテンツを複合した放送なのか、既存の音声放送でも内容が新規であれば良いのか、どのように考えているのでしょうか。</p> <p>コンテンツの内容によって、表現手法は異なてくるものなので、効率良く電波を使用する等一定の規律は必要と考えるが、柔軟に編成できことが望ましい。</p>	【(株)ZIP-FM】
⑥コマーシャルやショッピング番組等の占める割合		
3-86	<p>「いわゆるショッピング番組」については、現在地上放送や衛星放送において非常に多く放送されています。この様な番組が好きで見ている方もいらっしゃるでしょう。いやなら消せばよいのですが、ただ無意識に番組をついている方もいらっしゃると思います。好むと好まざるとにかかわらず、電波により番組が流れてくるというのは、感覚的には、頗んでもいないのにセールスマンが家の中まで商品をアピールしにきていることと同じであり、「不招請勧誘」的なところもあると思っています。また、このような番組に関するトラブルも増加傾向があると認識しています。</p> <p>また、マルチメディア放送の使用する周波数は、今まさに私たちが協力して推し進めている地上デジタルテレビジョン放送の完全移行の後、はじめて使えることのできる周波数で行うものです。ショッピング番組は事業者にとって儲かるのかもしれません、このように苦労して空けた周波数がショッピング番組ばかりが占めるようであれば、地上デジタルテレビジョン放送に移行する意義はないと思います。電波は公共性の高いものであり、よって、「ショッピング番組等の割合について審査する」ことが必要だと考えます。</p>	【(財)日本消費者協会】
3-87	広告放送によるビジネスモデルにおいては、コマーシャルやショッピング番組は事業性を左右するものであり、また、制度によりその割合を規定することは放送事業者の番組編集の自由に係わるものであることから、できる限り事業者の自主的判断にゆだねるべきであると考える。	本事項に係る基準について制度整備を行うに当たっては、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、事業性等にも配慮し、検討していく考えです。
3-88	広告放送によるビジネスモデルにおいては、コマーシャルやショッピング番組は事業性を左右するものであり、また、制度によりその割合を規定することは放送事業者の番組編集の自由に係わるものであり、できる限り事業者の自主的判断にゆだねるべきであると考える。	なお、放送番組編集の自由や表現の自由との関係については、3-20から3-27までのご意見に対する考え方をご参照ください
3-89	広告放送によるビジネスモデルにおいては、コマーシャルやショッピング番組は事業性を左右するものであり、また、制度によりその割合を規定することは放送事業者の番組編集の自由に係わるものであることから、できる限り事業者の自主的判断にゆだねるべきである。	【(株)ニッポン放送】
3-90	広告放送によるビジネスモデルにおいては、コマーシャルやショッピング番組は事業性を左右するものであり、また、制度によりその割合を規定することは放送事業者の番組編集の自由に係わるものであることから、できる限り事業者の自主的判断にゆだねるべきで	

	あると考える。	
3-91	<p>【(株)栃木放送】</p> <p>無料放送においては、コマーシャルやショッピング番組は事業性を左右する経営の根幹にかかわる問題であり、また、番組の内容を審査基準にすることは「番組編集の自由」にかかわる問題でもあり不適切と考える。</p>	
3-92	<p>【(株)文化放送】</p> <p>マルチメディア放送の特性を活かした新規サービス、新規ビジネス構築の観点から、制度によりその割合を規制することは放送事業者の番組編集の自由に係わるものであることから、事業者の自主的判断に委ねるべきである。</p>	
3-93	<p>【(株)毎日放送】</p> <p>いわゆるコマーシャルやショッピング番組等の占める割合を制限されることは、事実上無料放送の選択肢を劣後にすることになり、ビジネスの可能性を最初から閉ざすことになると思います。新たなメディアでの新たなビジネスであることを考えると、様々なビジネスがあらゆる可能性をもって展開できるよう規制は極力排して、原則としては民間の自主自律に任せるべきだと考えます。</p>	
3-94	<p>【(株)テレビ朝日】</p> <p>コマーシャルの占める割合については、何らかの規律が必要であると考える。 しかし、ショッピング番組等は、不況の中で個人消費の牽引役となっており、地方局を中心に入収入の大重要な要素である。事業性を重視するならば、ショッピング番組等の占める割合については、審査にあたって特段の基準を設ける必要はなく、各事業者の自主性に任せるべきである。</p>	
3-95	<p>【(株)大分放送】</p> <p>コマーシャルの占める割合については、何らかの規律が必要であると考える。 しかし、ショッピング番組等は、不況の中で個人消費の牽引役となっており、地方局を中心に入収入の大重要な要素である。事業性を重視するならば、ショッピング番組等の占める割合については、審査にあたって特段の基準を設ける必要はなく、各事業者の自主性に任せるべきである。</p>	
3-96	<p>【九州朝日放送(株)】</p> <p>昨今、通信販売の利用者数は、着実に増加、浸透しており、TV ショッピング番組についても、その利便性、一斉同報性から、そのニーズは高く、放送コンテンツとして国民に広く受け入れられていると認識する所である。 また、携帯端末からのeコマース利用者も増加しており、ショッピングコンテンツは、映像、音声、データ放送等と柔軟に組み合わせがしやすく、マルチメディア放送との親和性の非常に高い放送コンテンツと考える。 さらに、携帯端末を利用したマルチメディア放送における TV ショッピング収入は、受託放送事業者の収入増加に繋がり、事業計画の確実性を高め、携帯端末向けマルチメディア放送の早期普及に繋がると考える。 以上の理由より、ショッピング番組等の占める割合は、比較審査における認定基準外とす</p>	

		るべきであると考える。	【匿名】	
3-97		コンテンツの内容や編成については、放送事業者が利用者ニーズを踏まえて柔軟に決定できるような制度整備がなされることを希望致します。 【メディアフロージャパン企画(株)】	ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。	
(7)成人番組等の有無				
3-98		「成人番組等青少年に有害な影響を与えるおそれのある番組」についてです。マルチメディア放送は、一人一人の視聴者が、携帯電話等により、いつでもどこでも放送を受信することが可能となるものと考えられます。これまでの家の中で視聴していた形態と異なり、メディアリテラシーがまだ不十分な青少年が、保護者の目の届かないところで、このような番組を視聴することには、疑問を感じます。「表現の自由」の名の下、何でもありというような番組は受け入れられないと思います。「規制」ではなく「規律」を重んじていただき、上質なコンテンツの提供を求めます。 【(財)日本消費者協会】	表現の自由は最大限尊重されるべきものと考えられますが、ご意見のとおり、携帯端末向けマルチメディア放送は携帯電話等の携帯端末を受信設備として想定しており、保護者の目の届かないところでの青少年によるサービスの利用も想定されるため、その影響について配慮する必要があると考えられます。 このため、本項目については、行為規制として一律に規制することとはせず、比較審査が必要な場合に限って、放送の健全な発達を図る観点から、最低限の基準として適用することとしています。 なお、今般寄せられたご意見を踏まえ、本項目について所要の修正を加えています。	
3-99		「成人番組等青少年に有害な影響を与えるおそれのある番組の有無」の事項は基準があいまいで、恣意的な運用が懸念されるため、特別衛星放送の比較審査基準(放送法関係審査基準の別紙2)を参考に「成人向け番組の有無」と修正するよう要望する。 【(社)日本民間放送連盟】	ご意見受けて、本項目を修正します。	
3-100		基準が曖昧で、恣意的な運用が懸念されるため、特別衛星放送の比較審査基準(放送法関係審査基準の別紙2)を参考に、「成人向け番組の有無」と修正するよう要望する。 【(株)ニッポン放送】		
(8)放送番組の製作取引の適正性の確保等のための具体的な計画				
3-101		<p><意見></p> <p>当該箇所は削除すべきと考える。</p> <p><理由></p> <p>携帯向けマルチメディア放送に関する法律には、いわゆるハード・ソフト分離制度(放送機能を受託放送事業と委託放送事業に分離する制度)が導入されている。</p> <p>ハード・ソフト分離制度には、「放送の内容について行政の関与がこれまでより強まるのではないか」という懸念がある。先日、「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会で実施された「通信・放送の総合的な法体系の在り方 答申(案)」のパブリックコメントにおいて、民放連やNHK、日本新聞協会などが同様の懸念を述べている。これを受け8月</p>	携帯端末向けマルチメディア放送の実現に当たっては、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせて放送番組を提供できるような枠組みとすることを考えており、委託放送事業者が、自ら放送番組を製作するほか、外部の多様な放送番組製作会社に放送番組の製作を委託することが想定されます。こうした中、放送番組製作会社のコンテンツ製作に係るインセンティブの向上や創意工夫の意欲の増進を図り、結果としてコンテンツの円滑・安定的な供給によって	

	<p>10日の同検討委員会は、その懸念に配慮し、検討(案)を修正^{*注}することにした。</p> <p>また、基本的方針(案)が従わなければならない放送法には、第三条「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、または規律されることがない」で、その懸念を払拭すべき考え方を示している。</p> <p>基本的方針(案)は、委託放送事業者の認定の審査において放送番組に関する事項を多数含み、この懸念を増大させている。</p> <p>特に、当該箇所「⑧放送番組の製作取引の適正性の確保などのための具体的な計画」は、民間事業者間の契約に基づく内容であり、審査事項として位置づけるための法的根拠が希薄である。</p> <p>したがって、当該箇所は審査事項から削除すべきである。</p> <p>(* 注)参照:平成21年8月10日 「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」 ①資料2 21頁 33項、②資料4 21頁 「9.総括」下線部分</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網(株)】</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送の普及及び健全な発達を図るために、委託放送事業者と放送番組製作会社との間の製作取引の適正性の確保等を図る必要があると考えます。</p> <p>なお、総務省においては、放送番組の製作取引の適正化を図る観点から、放送事業者、放送番組製作事業者、学識経験者等の構成員による検討会を経て、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を策定しています。これは、下請法、独占禁止法、放送法、著作権法等の観点から放送事業者と放送番組製作会社の間の製作取引において問題となりうる事例等についての考え方を示したものであり、放送番組の内容についての是非等については一切言及していません。</p> <p>本項目も、こうした放送事業者と放送番組製作会社の間の製作取引の適正化の確保等を図る観点から審査基準の一事項として定めることを考えているものであり、放送番組の内容について審査することは想定していません。したがって、本項目についてご意見にある「放送の内容について行政の関与がこれまでより強まるのではないか」との懸念は当たらないものと考えています。</p> <p>なお、放送番組の編集の自由との関係については、3-20から3-27までのご意見に対する考え方をご参考ください。</p>
3-102	<p>「放送番組の製作取引の適正性の確保等」は、性質上「計画」というものにはなじまないと考えます。より慎重な検討が必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ朝日】</p>	<p>本項目は個々の放送番組の製作取引の計画等を提出いただくことを想定しているものではなく、放送番組製作会社との間で製作取引を行う上での取引基準の策定・公表の計画や遵守すべき事項等を社内で徹底させるための教育等の計画の提出を想定しているものです。</p>
⑩受信設備の早期普及のための具体的な計画		
3-103	<p>受信設備の普及については、受信設備メーカー一部受託放送事業者によるところが大きく、受信設備の普及のために委託放送事業者が能動的に行えることは限られます。そのため主体的に「具体的な計画」を立案するのは難しいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ朝日】</p>	<p>委託放送事業者であっても、例えば受信設備の製造業者に対する協力や、新たな放送サービスに関する宣伝・周知活動など様々な取組みを行うことが考えられます。</p>

3-104	<p>受信装置の標準規格やそれに伴う端末コスト等、受信設備早期普及の前提となる様々な条件が明確になっていない段階で、具体的な普及計画を提示することは困難である。しかしながら、受信設備の早期普及には、一義的には、設備の低価格化が大きなウエイトを占めるものと考える。これを実現するためには過剰なサービスを載せないことが重要であり、国としての指針も必要と考える。</p> <p>また、コンテンツとしては、既存のラジオ放送事業者が行っているアナログ放送のサイマル放送がその普及に大きな力となるものと思われる。</p> <p>最終的には、地上放送の最大限の普及には民間だけの自助努力では自ずと財政的に限界があり、現在の地上テレビジョン放送のデジタル化同様、国としての普及計画の提示及び支援が不可欠である。</p>	<p>地上テレビジョン放送のデジタル化は、期限を定めてアナログからデジタルへの完全移行を目指しているものである一方、携帯端末向けマルチメディア放送は、アナログラジオとは異なる新たなメディアとしてその実現を図っていくものと考えています。</p> <p>したがって、自らの経営努力によって確実性のある事業計画を有する者の参入により、その普及及び健全な発達を図していくことが必要と考えています。</p>
3-105	<p>新規コンテンツの開発を始め携帯端末向けマルチメディア放送に期待される社会的役割や制度的・技術的課題に関する検討を、現在「VHF-LOW帯マルチメディア放送推進協議会(VL-P)」の場で現在検討中です。</p> <p>しかしながら広く受信者に対し受け入れられるためには、受信機の早期普及も非常に重要であると考えます。</p> <p>そこで、受信機製造メーカーに対し、受信者の経済負担を考慮し、受信機は同時にひとつの機種で、V-HIGH及びV-LOW、カーナビ、ワンセグなど、マルチに受信できる端末を安価に用意し普及を促す必要があると考えますが、受信機製造メーカーに対し、どのように対応されるのか、お考えをお教えいただきたい。</p>	<p>【九州朝日放送(株)】</p> <p>【(株)ZIP-FM】</p>
3-106	<p>携帯電話が受信機の中核となることが想定されている全国向け放送と違い、地方ブロック向け放送においては受信機の形態は多岐に亘ると考えられます。そこで受信機普及のためには、NHKの参入による番組供給や告知強化に期待したいと考えます。</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送におけるNHKの関わり方については、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、検討していくことが必要と考えています。</p>
3-107	<p>委託放送事業者として可能な「受信設備の早期普及のための取り組み」としては、受信機メーカー、携帯キャリア等に働きかけることが考えられるが、加えて、受信設備の開発に向けた試験放送の実施等の取り組みも審査対象に加えるべきである。</p>	<p>試験放送の実施が受信設備の早期普及に資するものであるとすれば、本項目における審査の中で考慮されることとなると考えます。</p>
3-108	<p>全国及び地方ブロックに向けた、国民が望む情報・放送に対応した共用受信装置の普及こそが、マルチメディア放送全体としての早期普及のために必要となる重要な事項のひとつと考える。</p>	<p>受信設備については、基本的には受託放送事業者・委託放送事業者や製造業者等の努力によって普及が図られるべきものと考えています。</p> <p>他方、携帯端末向けマルチメディア放送は、新規のメディアとして実現を図ろうとしているものであり、その発展のためには、受信設備の早期普及が重要な要素となることから、開設計画の認定や委託放送業務の認定に当たって「受信設</p>

			備の早期普及のための具体的な計画」について審査することを考えています。 ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
3-109		多様なユーザーニーズに応えるサービスの提供が、受信設備の早期普及の重要な要素である。編成の多様性を確保するためのあらゆる可能性は排除すべきではない、と考え。 【(株)文化放送】	ご意見は今後の検討に当たっての参考させていただきます。
⑪地域向けの情報の占める割合			
3-110		地域向け情報の割合など番組内容を制度により規定することは、放送事業者の番組編集の自由に係わるものであることから、できる限り事業者の自主的判断にゆだねるべきであると考え。 【デジタルラジオ全国連絡協議会】	ご意見のとおり、番組編集の自由は最大限尊重すべきものと考えており、行為規制として一律の規制を課すことは考えていません。他方、地方ブロック向け放送は、地域向け情報の確保を目的として実現を図るものであることから、比較審査が必要な場合に限って、地域向け情報の割合を考慮することは必要やむを得ないものと考えています。
3-111		地域向け情報の割合など番組内容を制度により規定することは、放送事業者の番組編集の自由に係わるものであることから、できる限り事業者の自主的判断にゆだねるべきであると考え。 【関東デジタルラジオ放送企画LLC合同会社】	なお、放送番組編集の自由や表現の自由との関係については、3-20 から 3-27 までのご意見に対する考え方をご参照ください。
3-112		地域向け情報の割合など番組内容を制度により規定することは、放送事業者の番組編集の自由に係わるものであることから、できる限り事業者の自主的判断にゆだねるべきであると考え。 【(株)文化放送】	
3-113		地域向け情報の割合など番組内容を制度により規制することは、放送事業者の番組編集の自由に係わるものであることから、事業者の自主的判断に委ねるべきである。 【(株)毎日放送】	
3-114		地域向け情報の割合など番組内容を制度により規定することは、放送事業者の番組編集の自由に係わるものであることから、できる限り事業者の自主的判断にゆだねるべきである。 また、電波伝搬特性上、同一ブロック内で複数の周波数を使用する必要が生じる場合も考えられる。その場合には、ブロック内的一部エリアでより地域に密着した放送を行うことも可能となる。放送事業者の判断で、このような放送を行うことを可能とするよう要望する。 【(株)ニッポン放送】	ご意見のとおり、番組編集の自由は最大限尊重すべきものと考えており、行為規制として一律の規制を課すことは考えていません。他方、地方ブロック向け放送は、地域向け情報の確保を目的として実現を図るものであることから、比較審査が必要な場合に限って、地域向け情報の割合を考慮することは必要やむを得ないものと考えています。 なお、放送番組編集の自由や表現の自由との関係については、3-20 から 3-27 までのご意見に対する考え方をご参照ください。 また、同一ブロック内で複数の周波数を使用する必要が生じた場合においても、放送対象地

			<p>域は「同一の放送番組の放送を同時に受信することが相当と認められる一定の区域」(放送法第2条の2第2項第2号)と規定されていることから、基本的に、放送対象地域の一部を対象として周波数を指定することは想定していません。</p> <p>なお、地方ブロック向け放送において提供される番組の一部として、当該ブロック(放送対象地域)の一部に特化した情報を提供することを妨げることは考えていません。</p>
3-115		<p>地方ブロック向け放送のソフト会社の認定にあたって、その地域向け情報の占める割合が重視されることに賛成します。サイマル放送など既存コンテンツの活用は「放送の地域性」を担保する意味でも重要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送(株)】</p>	<p>基本の方針(案)に対する賛成意見と考えます。</p>
3-116		<p>地方ブロック向け放送の趣旨からして、周波数が不足した場合の比較審査の対象として、地域向け情報の割合は最も重視すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【(株)大分放送】</p>	
3-117		<p>地方ブロック向け放送の趣旨からして、周波数が不足した場合の比較審査の対象として、地域向け情報の割合は最も重視すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【九州朝日放送(株)】</p>	
3-118		<p>地方ブロック向け放送の認定で、その地域向け情報の占める割合が重視されることには賛同します。</p> <p>地域向けの情報をより充実させるためにも、AMラジオ放送のサイマル放送は有効です。そのサイマル放送をより効率的・効果的に行うにあたり、放送対象地域において「県域」と「ブロック」を地域事情に応じて自由に選択できることを盛り込む等の制度整備が必要と考えます。将来の道州制をにらんだ「ブロック向け情報」が必要なことは論を待ちませんが、聴取者が必要に応じて多彩な地域情報を得ることのできる仕組みにしておくことは、公共性を持つ放送事業者の責務と考えます。</p> <p>その上で、携帯端末向けマルチメディア放送の地方ブロック向け放送のコンセプトである「モアチャンネル」としての多彩な新規番組を放送することが、活力のある社会や豊かな情報社会に繋がると確信しております。</p> <p style="text-align: right;">【(株)中国放送】</p>	
3-119		<p>地方ブロック向け放送にとっては、ニュース、天気予報、交通情報はもちろん、イベント情報や観光情報など、その地域向けの情報の占める割合が重視されることに賛同いたします。その際にアナログラジオのサイマル放送番組も含めて、地域向け情報の占める割合を比較審査の対象にしていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)FM802】</p>	
3-		地方向け放送は全国向け放送と違い、放送の多様性を目指し、地域情報を優先させる	本項目は、行為規制として設けることを想定し

120		べきである。制度によって割合を規定するのではなく、審査において地域情報を多く放送する事業者を優位に扱う方向で制度を作つて頂きたい。 【北海道放送(株)】	ているものではなく、比較審査の際の項目として想定しているものです。したがつて、ご意見は基本的方針(案)に対する賛成意見と考えます。
3-121		地方ブロック向け放送については、全国向け放送と合わせて多様なコンテンツを提供するという観点から、全国向け放送との差別化を明確にし、地域向け情報を充実することが重要であると考える。ニュース、天気予報等は勿論、芸能・文化などを含む幅広いジャンルの情報について、地域に密着したものであることを重視すべきであり、地域で活動する芸能人、文化人等を起用しているなども重要な要素であると考える。 【大阪放送(株)】	地域向け情報を提供する番組に関しては、出演する人物等についてまで審査の対象とは考えていません。

⑫その他必要となる事項

3-122		④、⑪にそれぞれ記載されている「効果的な災害放送」、「地域向け情報」は極めて重要だが、現状の我が国においては、こうした情報の収集とその処理は、主に都道府県単位で行われている。このため、こうした放送の実現には各都道府県の県域ラジオ局の活用が期待されるところである。地方ブロック向け放送では、県域ラジオ局の参画を促す制度整備と県域ラジオ局の費用負担軽減措置を希望する。 【(株)エフエム群馬】	携帯端末向けマルチメディア放送は、アナログラジオとは異なる新たなメディアとして、そのサービスの具体像の調査も行った上で、今後実現を図っていくものです。 したがつて、自らの経営努力によって確実性のある事業計画を有する者の参入により、その普及及び健全な発達を図っていくことが必要と考えています。 なお、表現の自由の享有の観点を除けば、既存放送事業者であることをもって参入を認めないことは考えていません。
3-123		「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書第4章第2節において「ハード・ソフト分離の制度を導入した場合において、ハード整備のインセンティブを確保するためには、ハード事業者は、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるように措置することが考えられる。」とありますが、本案においてはこのような優先的な措置は講じられていないと解してよろしいでしょうか。 【独立FM15社メディア開発研究会】	基本的方針(案)においては、ご意見にある様な内容は記載していません。
3-124		「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」において示されたとおり、マルチメディア放送の事業運営にはリスクが伴うことから、ハード整備のインセンティブを確保するために、ハード事業者が優先的にソフト事業者となれるような措置が必要と考えます。 【(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ及び(株)マルチメディア放送】	受託放送・委託放送制度においては、受託放送事業者は受託放送事業者として、また、委託放送事業者は委託放送事業者として、それぞれの事業運営を行うべきものと考えています。

4. その他の事項(有料放送管理業務に係る規律)

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
4-1		<p>携帯端末向けマルチメディア放送は「受託放送・委託放送制度」を採用し、有料課金のビジネスが中心となることが想定されることから、有料放送管理事業者(いわゆるプラットフォーム事業者)が必要となることが予想されます。このようなプラットフォーム事業者は、衛星放送などの有料放送市場の歴史を紐解けば分かるように、少数の事業者に収斂することから、多くの権限を有することも懸念されます。</p> <p>よって、有料放送管理業務に係る規律を適用することは賛成で、評価します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ朝日】</p>	基本の方針(案)に対する賛成意見と考えます。
4-2		<p>2. 有料放送管理業務に関して</p> <p>当該放送においては、課金を行う有料放送管理業務とその業務を行う事業者に関するルールは非常に重要であると考えます。</p> <p>有料放送管理業務を提供する事業については、競争の観点から多様性が確保されることが望まれます。委託放送事業者においては複数の有料放送管理業務を行う事業者が参入することで、競争環境が実現して提供条件及びサービスの改善が期待できると考えます。</p> <p>有料放送管理業務を番組提供事業者(あるいはサイト運営事業者)に公平・公正なルールで提供されることが必要であると考えます。特に優越的立場にある委託放送事業者が提供する番組とは公平に当該業務が提供される必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。

5. 基本の方針(案)全体やその他の事項についての意見

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
5-1		本案に基本的に賛成します。 【独立FM15社メディア開発研究会】	基本の方針(案)に対する賛成意見と考えます。
5-2		携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本の方針(案)につきましては、受信者ニーズに適合した多様で魅力的なコンテンツの提供が携帯電話等の携帯端末や車載型の移動受信機で受けられる、「携帯性・移動性」と「放送」機能を有する新たなメディアとして実現と、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせた、従来にはない新しい放送番組の実現が行われる有益な制度整備であり、適切な内容であると考えられますので、賛同いたします。	
5-3		地上テレビジョン放送の完全デジタル化に伴い利用可能となる周波数を用いて実現を図る新たな放送に向けたこの制度整備案は、平成20年7月に取りまとめられた「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書の提言に沿って、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせた、新しい放送番組の実現が可能となるような枠組みとなっており、概ね賛成できる。 【YRP研究開発推進協会】	
5-4		地上テレビジョン放送のデジタル移行に伴い利用可能となる周波数を用いて実現を図る新たな放送に向けたこの制度整備案は、平成20年7月に取りまとめられた「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書の提言に沿って、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせた、新しい放送番組の実現が可能となるような枠組みとなっており、概ね賛成できる。 【(社)デジタルラジオ推進協会】	
5-5		平成23年7月の地上テレビジョン放送の完全デジタル化に伴い利用可能となる周波数を用いて実現を図る新たな放送に向けた本制度整備案は、平成20年7月に取りまとめられた「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書の提言に沿って、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせた、新しい放送番組の実現が可能となるような枠組みとなっており、概ね賛成できる。 【関東デジタルラジオ放送企画 LLC 合同会社】	
5-6		平成23年7月の地上テレビジョン放送の完全デジタル化に伴い利用可能となる周波数を用いて実現を図る新たな放送に向けた本制度整備案は、平成20年7月に取りまとめられた「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書の提言に沿って、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせた、新しい放送番組の実現が可能となるような枠組みとなっており、概ね賛成できる。 【デジタルラジオ全国連絡協議会】	
5-7		今回の「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本の方針(案)」は、平成20年7月の「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書の提言に沿い、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合	

		<p>わせた、新しい放送番組の実現が可能となる枠組みとなっており、基本的には賛成できる。</p>	
5-8		<p>この度の「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本方針案」は、平成20年7月に取りまとめられた「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書の提言を基本に枠組みが示されているとともに、広く国民に普及した携帯電話等の携帯端末や、車載型の移動受信機を受信設備として想定し、移動しながらでも情報を入手できる「携帯性・移動性」と、不特定多数の者に対して同時に直接情報を送る「放送」という両面の機能を有する新たなメディアとしての位置づけがされており概ね賛成できる。</p> <p>【(株)文化放送】</p>	
5-9		<p>既存のラジオ放送事業者として、今回の「制度整備に関する基本的方針(案)」が、広く国民に支持されている「音声放送」の継続的な発展を含んだ新しいメディアを確立するための第一步として、示されたものと認識しています。</p> <p>【(株)TBSラジオ & コミュニケーションズ】</p>	
5-10		<p>携帯端末向けマルチメディア放送の制度整備に関する基本的方針(案)に対し賛意を表します。</p> <p>今後は、委託放送・受託放送業務の認定に於いて、多様なサービス提供事業者が参入可能となるよう、柔軟な制度整備が実施されることを期待します。</p> <p>【朝日放送(株)】</p>	
5-11		<p>携帯端末向けマルチメディア放送に関する今後の制度整備については、そのサービスと技術の発展と進化に支えられた事業拡大と受信者利益を最大化するため、柔軟且つ自由な事業運営が担保される規律が整備されることを希望します。</p> <p>【(株)キッズステーション】</p>	ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
5-12		<p>限られた貴重な周波数を利用して実現を図る新たな放送であることから、一定の規制や競争環境の整備は必要と考えますが、いわゆるワンセグ放送をはじめとする既存メディアとの競合も想定される中、需要予測が難しい面もあり、リスクの高い事業といわざるを得ません。このため、事業者に対する制約は極力排除することで事業の継続性・発展性を担保することが望ましいと考えられることから、以下、過度な制約となる可能性がある事項につき意見します。</p> <p>【スカパーJSAT(株)】</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送については、新規メディアとして、映像・音響・データ等を柔軟に組み合わせて送ることを可能とするなど、柔軟な事業展開を可能とする考えです。</p> <p>その他、制度整備に当たっては、事業の継続性・発展性にも配慮していきたいと考えます。</p> <p>ご意見の個々の事項については、それぞれの項目(1-21,2-24,3-9)についての考え方をご参照ください。</p>
5-13		<p>マルチメディア放送は受信機ゼロから立ち上げるメディアであり、その位置付けや社会通念などが定まっていないことに鑑み、番組規律はできるだけ緩和することが望ましいと考える。</p> <p>【(社)日本民間放送連盟】</p>	携帯端末向けマルチメディア放送については、新規メディアとして、映像・音響・データ等を柔軟に組み合わせて送ることを可能とともに、番組調和原則を適用しないなど、個々の放送事業者に対して緩やかな規律を適用すること
5-14		<p>マルチメディア放送は受信機ゼロから立ち上げるメディアであり、その位置付けや社会</p>	

		通常などが定まっていないことに鑑み、番組規律はできるだけ緩和することが望ましいと考える。 【(株)ニッポン放送】	としており、従来の地上放送と比較して柔軟な番組編集が可能になると考えています。
5-15		もちろん、今回の「携帯端末向けマルチメディア放送」が、映像・音響・データなどの様々な情報を柔軟に組み合わせた、従来にはない新しい放送番組の実現が期待されるものであることは、十分に認識していますが、アナログAM放送を継続しつつ新たなメディアに参入することは、とりもなおさず経営環境の更なる圧迫を覚悟するということで、経営としては、その事業性に対して大きな懸念があります。 【朝日放送(株)】	新サービスである携帯端末向けマルチメディア放送に既存のAM放送事業者が参入するか否かについては、各社が判断すべきであり、行政としては、放送の普及及び健全な発達の観点から、その参入の是非を判断すべきものと考えています。
5-16		この方針案が後の通信・放送の総合的な法体系によって大きな変更を求められることの無いよう、整合性には十分配慮いただきたい。 【(社)デジタルラジオ推進協会】	基本の方針(案)について、通信・放送の総合的な法体系における検討によって大きな変更が求められることのないよう、整合性については十分に配慮していきたいと考えます。
5-17		この方針案が後の通信・放送の総合的な法体系によって大きな変更を求められることの無いよう、整合性には十分配慮いただきたい。 【関東デジタルラジオ放送企画LLC合同会社】	
5-18		本件意見募集とは別に、「通信・放送の総合的な法体系の在り方 答申(案)」に対する意見募集が行なわれているが、「通信・放送の総合的な法体系」の成立に先立って「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備」が行なわれるものと思われる。本方針案が後の通信・放送の総合的な法体系によって大きな変更を求められることの無いよう、整合性には十分配慮いただきたい。 【デジタルラジオ全国連絡協議会】	
5-19		本件意見募集とは別に、「通信・放送の総合的な法体系の在り方 答申(案)」に対する意見募集が行なわれているが、「通信・放送の総合的な法体系」の成立に先立って「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備」が行なわれるものと思われる。本方針案が後の通信・放送の総合的な法体系によって大きな変更を求められることの無いよう、整合性には十分配慮すべきである。 【(株)毎日放送】	
5-20		「通信・放送の総合的な法体系」の意見募集が実施されているが、本件にかかる制度整備が先に行なわれるものと思われる。本方針案が後の通信・放送の総合的な法体系によって方針の変更がなされることのないよう配慮を望む。 【(株)文化放送】	
5-21		本件意見募集とは別に、「通信・放送の総合的な法体系の在り方」に対する意見募集が行なわれており、通信・放送の総合的な法体系の成立に先立って携帯端末向けマルチメディア放送の制度整備が行なわれた場合、本方針案が後の通信・放送の総合的な法体系によって大きな変更を求められることの無いよう、整合性には十分配慮いただきたい。 【(株)TBSラジオ & コミュニケーションズ】	
5-22		[2]「番組編集の自由」について 「委託放送事業者の認定に係る制度整備」については、ほとんどの条項が「放送事業	

		<p>者の番組編集の自由」にかかるもので、特に現在総務省において検討されている「通信・放送の総合的な法体系」との整合性についても充分な検討・精査がなされる事を要望します。</p>	
		【朝日放送(株)】	
5-23		<p>この度の制度整備において、「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」を区別し、地域情報の確保を考慮して検討されたものであることに賛同する。</p> <p>当社は、「地方ブロック向け放送」に積極的に参加したいと考えており、また、携帯端末向けマルチメディア放送においても、音声中心の放送サービスが果たす役割は大きいと考えている。既存放送事業者が蓄積してきたノウハウや報道的環境を有効活用することが、新規サービスの普及発展に欠かせないものであり、既存放送事業者が新規サービスにおいても、その役割を果たせるよう十分配慮した制度整備を希望する。</p>	<p>基本の方針(案)に対する賛成意見と考えます。</p> <p>なお、地方ブロック向け放送に係る制度整備においては、表現の自由の享有の観点を除けば、既存のラジオ放送事業者であることをもって参入を認めないことは考えていません。</p>
5-24		<p>＜要望＞</p> <p>通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会答申(案)により、地上デジタル放送には、将来、ハード・ソフト分離制度が導入される予定である。仮に、導入された場合、その制度設計において行政はこのような懸念を抱かせぬよう十分に留意願いたい。</p>	<p>通信・放送の総合的な法体系の在り方に係る答申においては、放送番組の編集の自由について引き続き規定することが適当である旨や、制度改革に際しては、規律を必要最小限のものとすることを旨とすることが必要である旨の提言をいただいており、総務省としては、この提言を踏まえ、制度設計を進めていく考えです。</p>
5-25		<p>マルチメディア放送は放送の精神に則り公共の福祉に資する「放送」メディアとして位置付けられ、発展することが肝要であり、不特定多数の受信機で放送が受信可能となるような制度整備を期待する。</p> <p>現在、東京、大阪で実施しているデジタルラジオの実用化試験放送の受信端末は200万台に達しており、受信者保護の観点から、スムースに「地方ブロック向け放送」の本放送に移行できるよう、制度整備を策定するよう希望する。なお、制度整備など諸事情により、本放送開始時期が延びるようであれば、それに応じ、7CHの実用化試験放送の期間を延長するなど、受信者保護に十分配慮した施策を望む。</p> <p>標準規格(STD)や運用規定(TR)の検討には、2003年以來およそ6年にわたって実績を積み重ねてきている「デジタルラジオ」実用化試験放送の蓄積、ノウハウ等も十分活用すべきであると考える。</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送は、新規の放送サービスとして実現を図ろうとしているものであり、事業計画の確実性や受信設備の早期普及のための具体的な計画等について審査した上で、放送の普及及び健全な発達の観点から、各申請者の参入の是非を判断すべきものと考えています。</p> <p>なお、現在の実用化試験放送で使用している7CHについては、平成23年7月をもって使用できなくなりますので、ご了知下さい。</p> <p>標準規格や運用規程については、民間団体において検討がなされるべきものと考えています。</p>
5-26		<p>携帯端末向けマルチメディア放送は、平成10年10月に提出された「デジタル放送懇談会」報告第3章第1節にある「音声を中心にデータも提供できる「地上デジタル音声放送」を実現する。」との提言に基づき実施された実用化試験等の政策の結果として実用化されるものであると理解しますが、実用化に当たって同報告書同章同節にある「音声メディアとして広く普及している、AM、FMのアナログ方式による地上音声放送については、その受信機の簡易性、非常災害時等における情報通信メディアとしての役割等に配慮し、</p>	<p>「デジタル放送懇談会」報告書の提言やその後の検討状況を踏まえた上で、今回の携帯端末向けマルチメディア放送の実現を図ろうとしているものです。</p>

		<p>存続することとし、新規のサービスとしてデジタル音声放送を導入する。」との方針に変わりはないでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【独立FM15社メディア開発研究会】</p>	
5-27		<p>受信機の簡便性、非常災害時のライフラインとしての役割など 국민に広く支持されているアナログラジオを将来的に包含できる可能性を持ったメディアとして、「ゆるやかな移行」の実現化と利用者保護の視点にも配慮した制度化がなされ、国民の利便性の向上に役立つことはもとより、我が国の社会や産業の発展に資するメディアとなるよう制度整備の検討がなされることを期待する。また上記懇談会報告書の制度化の理念で示されている、「地域振興」「地域情報の確保」「地域文化、地域社会への貢献」「既存ラジオのノウハウの活用」等が生かされ、新規事業者とともに既存音声放送事業者の参入が容易となる制度となるよう要望する。</p> <p style="text-align: center;">【(株)TBS ラジオ & コミュニケーションズ】</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送は、アナログラジオとは異なる新たなメディアとして、そのサービスの具体像の調査も行った上で、今後実現を図っていくものです。</p> <p>その際には、国民のニーズに適合した健全な放送が最大限に普及して公共の福祉の増進に繋がるよう、放送の普及及び健全な発達を図るという観点に立って制度整備を行うことが必要と考えています。</p> <p>なお、表現の自由の享有の観点を除けば、既存放送事業者であることをもって参入を認めないことは考えていません。</p>
5-28		<p>当社はかねてより「デジタルラジオ」は、アナログラジオ放送からの「緩やかな移行」という考え方を表明しております。「音声放送の継続的な発展」を含む、「マルチメディア放送」の2011年以降の展開は、段階的に幾年かの歳月を経て国民に浸透し、実現していくもので、V-L帯においては、まずは、ラジオ放送事業者のこれまでのノウハウ・蓄積を活かし、既存コンテンツを含めた幅広い放送を行なうながら、エリアの拡大・受信機の普及・コンテンツの充実を図っていかなければ成功しないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【朝日放送(株)】</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送は、アナログラジオとは異なる新たなメディアとして、そのサービスの具体像の調査も行った上で、今後実現を図っていくものです。</p> <p>なお、表現の自由の享有の観点を除けば、既存放送事業者であることをもって参入を認めないことは考えていません。</p>
5-29		<p>放送のデジタル化の流れにあって、音声放送も例外なくデジタル化に取り組むべきである。現行のAMラジオ事業は都市部難聴取問題や送信設備の更新問題等を抱えており、その事業性の将来像が不透明であることから、マルチメディア放送への参入は、音声放送事業をAMラジオから新規メディアに移行していくシナリオと考える。将来、マルチメディア放送の送受信環境が整った段階で、音声放送事業の軸足をアナログからマルチメディア放送に移行できることを考慮した制度整備とするべきである。</p> <p style="text-align: center;">【(株)毎日放送】</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送は、アナログラジオとは異なる新たなメディアとして、そのサービスの具体像の調査も行った上で、今後実現を図っていくものです。</p>
5-30		<p>当社は、中波ラジオ単営のため今回のデジタル化放送について会社の将来を左右する大変重要な事項と考えています。そのためにも真剣にデジタル化実施の方向で検討しています。そこで最も重要な点は、現在でもそうですが「採算ベースに合うかどうかです。すなわちデジタル化をした場合に、はたしてスポンサーがついて売上があり収支が成り立つかどうか」ということです。そのためには現在の中波放送からデジタル波放送への移行時期のタイミングも含めて、次のような観点で検討が必要だと考えています。しかし、現状の検討内容では、まだまだ想定問題が多く現実的な試算ができない状態です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル波の放送でCMが取れて営業が成り立つ時期は、いつごろなのか。 ・デジタル受信機器の普及率。 	<p>新サービスである携帯端末向けマルチメディア放送に既存のAM放送事業者が参入するか否かについては、ご意見にあるような各種の事項等も踏まえ、各社が判断すべきもの考えています。</p> <p>行政としては、参入を希望する者の事業計画の確実性や受信設備の早期普及のための具体的な計画等について審査を行い、放送の普及及び健全な発達を図る観点から、その参入の是非</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化により聴取者層は、どうなるのか。 ・デジタル化による必要機材機器の整備時期や設備投資額。さらにハード会社、ソフト会社への資本投資額や設備投資額。 ・デジタル化による年間のランニングコスト。 <p style="text-align: right;">【(株)栃木放送】</p>	を判断すべきものと考えています。
5-31		<p>地上テレビ放送の完全デジタル化は、国策の一つとして多大な国家予算を投入して実施された。携帯端末向けマルチメディア放送は、その延長線上で実施されるものであると考えられるから、特に90～108MHzの周波数帯に既存の県域ラジオ局が参画する場合には、それ相応に国家予算の援助を措置できるよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">【(株)エフエム群馬】</p>	<p>地上テレビジョン放送のデジタル化は、期限を定めてアナログからデジタルへの完全移行を目指しているものである一方、携帯端末向けマルチメディア放送は、アナログラジオとは異なる新たなメディアとしてその実現を図っていくものと考えています。</p> <p>したがって、自らの経営努力によって確実性のある事業計画を有する者の参入により、その普及及び健全な発達を図っていくことが必要と考えています。</p>
5-32		<p>携帯端末向けマルチメディア放送の発展と、受信設備の早期普及の実現という観点から、NHKの技術的な支援、および放送サービスへの寄与を期待します。</p> <p style="text-align: right;">【独立FM15社メディア開発研究会】</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送におけるNHKの関わり方については、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、検討していくことが必要と考えています。</p>
5-33		<p>放送メディアはNHKと民放の二元体制による切磋琢磨が、その発展、普及の原動力となってきた。こうした歴史的経緯に倣えば、地方ブロック向け放送の普及、発展にはNHKの参入が必要不可欠である。したがって、NHKの参入について制約を課さない制度とすることが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【デジタルラジオ全国連絡協議会】</p>	
5-34		<p>NHKはこれまで、地上放送やBS放送の普及・発展を先導してきた実績があり、マルチメディア放送においても、NHK全体の予算や人員の拡大につながらない範囲で、公共放送としての「先導的役割」が期待されるところである。同放送への参入は、一義的にはNHKが視聴者ニーズなどを勘案しながら検討するものであるが、今後の制度整備にあたってはNHKの参入に制約を課さないよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">【(社)日本民間放送連盟】</p>	
5-35		<p>NHKの参入については、NHKの資産、ノウハウを活用することがマルチメディア放送の発展につながると考えるため、参入に制約を課さないよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】</p>	
5-36		<p>放送メディアはNHKと民放の二元体制による切磋琢磨が、その発展、普及の原動力となってきた。こうした歴史的経緯に倣えば、地方ブロック向け放送の普及、発展にはNHKの参入が必要不可欠である。したがって、NHKの参入について制約を課さない制度とすることが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【関東デジタルラジオ放送企画 LLC 合同会社】</p>	
5-37		<p>NHKはこれまで、地上放送やBS放送の普及・発展を先導してきた実績があり、マルチ</p>	

	<p>メディア放送においても、公共放送としての「先導的役割」が強く期待されるところである。今後の制度整備にあたってはNHKの参入に制約を課さないよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">【(株)ニッポン放送】</p>	
5-38	<p>NHKについて 地方ブロック向け放送のハード・ソフトにまたがる重要な課題である「受信設備の早期普及」の観点からも、NHKの参入は必要です。「新しいメディア」を普及・発展させる意味からもNHKの参入について制限とならない制度整備を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送(株)】</p>	
5-39	<p>放送メディアはNHKと民放の二元体制により発展、普及の原動力となってきた。地方ブロック向け放送の普及、発展、又受信機普及においてもNHKの参入が必要と考えるのでNHKの参入について特段の制約を課さない制度とするべきである。</p> <p style="text-align: right;">【(株)毎日放送】</p>	
5-40	<p>日本の放送は、公共放送と民間放送の二元体制により健全な発展を遂げてきた歴史がある。新たな放送においても、そのバランスを保ちながら、両者が健全に発展していくような体制を維持できることが望ましい。NHKが有するコンテンツや技術面のノウハウの活用は、新たなメディアを立ち上げ、受信機をゼロから普及させなければいけない今回のマルチメディア放送の事業化には不可欠な要素である。地方ブロック内における多様なコンテンツの確保、音声・データ・映像等様々な情報を柔軟に組み合わせたISDB-TSB方式の特徴をフルに生かしたサービスの実現、地域に必要な災害情報の確保、外国人向けの多言語放送の実用化など、2003年からDRPの実用化試験放送を通して6年間に渡りNHK内に蓄積された多様な新らしいコンテンツ、マルチメディア放送に関するノウハウは、すでに国民の財産と考える。公共放送としての先導的な役割を大いに期待するとともに、参入に関して制限を加えることのない制度整備となるよう強く望むものである。</p> <p style="text-align: right;">【(株)TBS ラジオ & コミュニケーションズ】</p>	
5-41	<p>わが国の放送は民放とNHKが切磋琢磨することにより発展してきた。新メディアの普及のため(特にハード面)にNHKの参入は不可欠である。NHKの参入が可能となる環境整備・制度作りを進めるよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送(株)】</p>	
5-42	<p>「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書に書かれている通り、NHKが放送に参画し、その有するコンテンツや技術面等のノウハウを活用することは、メディアの普及にとって重要なことと考える。</p> <p style="text-align: right;">【(株)文化放送】</p>	
5-43	<p>「地方ブロック向け放送」の立ち上げや、普及に当たってはNHKのコンテンツや、技術・設備面でのノウハウの活用に大いに期待したい。日本の放送は、公共放送と民間放送の二元体制により健全な発展を遂げてきた歴史がある。新しい放送においても、そのバランスを保ちながら、双方がさらに発展していくような体制を維持できることが望ましいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【(株)東京放送ホールディングス】</p>	

5-44	<p>携帯端末向けマルチメディア放送の発展と、受信設備の早期普及の実現という観点から、NHKの技術的な支援、および放送サービスへの寄与を期待します。</p> <p>【独立FM15社メディア開発研究会】</p>	
5-45	<p>NHKの参入については、NHKの資産、ノウハウを活用することがマルチメディア放送の発展につながると考えます。</p> <p>【(株)エフエム大阪】</p>	
5-46	<p>携帯電話が受信機の中核となることが想定されている全国向け放送と違い、地方ブロック向け放送においては受信機の形態は多岐に亘ると考えられます。そこで受信機普及のためには、NHKの参入による番組供給や告知強化に期待したいと考えます。</p> <p>【(株)FM802】(再掲)</p>	
5-47	<p>当委員会は1985年の通信自由化以降、情報の自由な流通を支えるインフラの在り方は、国民生活や産業基盤のみならず、言論・表現の自由にもかかわるとの観点から、電電公社時代に蓄積した資産を基盤として強大な市場支配力を有するNTTの在り方について、電気通信役務の提供という本来業務を逸脱する行為は厳に慎むべきであると指摘してきた。</p> <p>地上テレビ放送の完全デジタル化によって利用可能となる貴重な周波数を用いた携帯端末向けマルチメディア放送は、放送と通信が融合した新しいサービスの提供により、豊かで多様な情報社会を実現するものとして期待されている。</p> <p>同放送が円滑に普及し、国民が多様な情報を享受するには、参入事業者間の公正な競争条件を確保し、自由で開放された環境で事業が発展することが肝要である。特殊法人であるNTTおよびNTT東西地域会社はもとより、これら3社の子会社や関連会社が同放送事業に参入する場合は、出資の在り方も含めて節度ある対応が求められる。</p> <p>【(社)日本新聞協会】</p>	<p>NTT持株会社及びNTT東西地域会社については、NTT法によりその業務が規定されており、放送事業への参入は認められておりません。</p> <p>また、これら3社の子会社や関連会社の放送進出については、個々の事例に照らし、放送の普及及び健全な発達の観点から総合的に判断することが必要と考えています。</p>
5-48	<p>マルチメディア放送を全体として国民・視聴者の利便性に適うメディアとするため、受信機器の在り方を含め、全国向け放送と地方ブロック向け放送を包含した、一体的な普及政策の確立を要望する。</p> <p>【(社)日本民間放送連盟】</p>	<p>ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
5-49	<p>マルチメディア放送全体を国民・視聴者の利便性に適うメディアとするため、受信機器の在り方を含め、全国向け放送と地方ブロック向け放送を包含した、一体的な普及政策の確立を要望する。</p> <p>さらに全国向け放送、地方ブロック向け放送共に、特定基地局のより効率的な配置を図るために、送信局舎、電源設備、送信鉄塔等については、可能な限り共用することが望ましいと考える。</p> <p>【(株)ニッポン放送】</p>	<p>ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>ご意見は携帯端末向けマルチメディア放送については、事業者の創意工夫により特定基地局を柔軟に配置できるよう、開設計画の認定制度を活用することとしており、設備の共用等、特定基地局の効率的な配置に関しては、民間事業者において検討されるべきものと考えます。</p>
5-50	<p>3.受信設備の仕様について 放送設備と同様に受信設備(携帯端末)の仕様は、利用者が視聴できる環境に大きな</p>	<p>ご意見の点については、携帯端末向けマルチメディア放送が広く普及していくために考慮すべ</p>

	<p>影響を与えるため重要であると考えます。</p> <p>受信設備においては、あまねく公平に番組が視聴できる環境を実装すべきであると考えます。特定の受託放送事業者あるいは委託放送事業者が提供する番組しか提供できない受信設備が提供された場合、すべてのレイヤー(受託放送事業、委託放送事業、番組提供事業、サイト運営事業)の競争環境に大きな悪影響を与えるため、優越的な地位を利用して特定の番組の視聴に限定することを強制するようなことが行われないように要望します。</p>	<p>【一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>き要素と考えられることから、別途実施する参入希望調査に併せて必要な調査を行うなど、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
5-51	<p>マルチメディア放送の発展のためには、今回導入されるマルチメディア放送全てが受信可能な受信機の普及推進が最も望ましいと考えます。このため V-LOW・V-HIGH 全対応受信機の普及施策について、サービス受給者である国民の利益を考え国として取り組むことを要望します。</p>	<p>【(株)エフエム大阪】</p>	<p>受信設備については、基本的には受託放送事業者・委託放送事業者や製造業者等の努力によって普及が図られるべきものと考えています。</p>
5-52	<p>受託放送事業者、委託放送事業者とも「受信設備の早期普及のための具体的な計画」とあるが、放送地区によって受信機ゼロからの放送開始とならないよう、マルチメディア放送の早期普及のため、受信機普及策も包含したマルチメディア放送全体として普及政策を希望する。</p>	<p>【(株)エフエム宮崎】</p>	<p>他方、携帯端末向けマルチメディア放送は、新規のメディアとして実現を図ろうとしているものであり、その発展のためには、受信設備の早期普及が重要な要素となることから、開設計画の認定や委託放送業務の認定に当たって「受信設備の早期普及のための具体的な計画」について審査することを考えています。</p>
5-53	<p>アナログ放送跡地における、国民の貴重な財産である電波を活用したマルチメディア放送を収益事業として成功させるには、全国向け放送及び地方向けブロック放送いずれにおいても受信端末の早期普及が必要条件であると考える。昨今の情報化社会における国民の生活環境を鑑みるに、受信端末として携帯電話端末並びに車載機は、なくてはならない基幹インフラとなってきていると考えられ、最低両端末においては全国向け・地方ブロック向けに係わらず、マルチメディア放送の受信機能を標準搭載することの検討が必要と考える。</p>	<p>【三井物産(株)】</p>	<p>ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
5-54	<p>受託放送事業者、委託放送事業者ともに、受信機普及への計画が求められているが、全国向け、地方ブロック向け双方の受信機普及を鑑みれば、今回導入されるV-LOW・V-HIGHのマルチメディア放送全てが受信可能な受信機の普及推進が最も望ましく、事業者個々のインセンティブを超える受信機普及施策については、サービス受給者である国民の利益を考え国として取り組むことを要望する。</p>	<p>【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】</p>	
5-55	<p>『携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会 報告書』21ページにおいて、「V-LOWは、携帯電話端末へのアンテナの内蔵に難点がある」と指摘されている。現在広く普及している携帯電話端末へのチューナーの搭載の有無は事業の成否にかかる問題である。チューナーの小型化等の技術開発において行政の支援も検討すべきと考える。</p>	<p>【(株)テレビ東京】</p>	

5-56	<p>ハード事業とソフト事業に同じグループが参入した際、独占禁止法に関わる事項が起こらないようハード事業の透明性を確保し、同じグループのソフト事業者を優遇出来ないような措置を本方針に明記するべきである。</p> <p>人為的に他の事業者の事業活動を排除することや支配することにより市場支配力を行使する私的独占は独占禁止法上禁止されている行為が起きないよう、本方針においては本項目に「4. その他の事項(独占禁止に関わる規律)」を設定するべきであると考えます。</p> <p>ハード事業とソフト事業に同じグループが参入した際、独占禁止法に関わる事項が起こらないようハード事業の透明性を確保し、同じグループのソフト事業者を優遇出来ないような措置を本方針に明記するべきであると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【モバイルメディア企画(株)及び(株)ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<p>独占禁止法上禁止されている行為については、基本的には独占禁止法の運用として対処すべき問題と考えますが、受託放送・委託放送制度においては、委託放送事業者の公平な取扱い等を確保する観点から、受託放送事業者に対して、受託放送役務の提供義務(放送法第52条の9)や当該役務の提供条件に係る変更命令(同法第52条の11)等の規律を課しています。</p> <p>その他、ご意見の趣旨は、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
5-57	<p>1. 事業モデルの整理と枠組みについて</p> <p>携帯端末向けマルチメディア放送(以下「当該放送」)の基本方針として、いわゆる「受託放送・委託放送制度」が採用されることとは、放送のビジネスモデルの多様性と活性化を実現する上で非常に有意義なことであると考えます。</p> <p>一方で、当該放送に期待されることとして、放送と通信を融合させた本格的なマルチメディア放送を実現することが、デジタル放送開始に伴う周波数の再配分を伴う多大な社会的コストを負担する意義でもあるか考えます。このような本格的なマルチメディア放送を真の意味で成功させるためには、放送と通信を融合させた当該放送を社会的に有益なものとするために必要な事項として基本計画に以下の事業を行う事業者の区分を明確にして、委託放送事業者の認定の審査においても適正性の確保のための具体的な計画を求める事を要望します。</p> <p>(1) 番組提供事業者 委託放送事業者に放送番組を制作して提供する事業者</p> <p>(2) サイト運営事業者 当該放送番組等から通信によって連携するサイトを運営する事業者</p> <p>上記、事業者の区分を明確にした上で、具体的に要望する事項としては以下になります。</p> <p>①通信との連携における記述言語と仕様について</p> <p>これまで、ワンセグでは放送用の記述言語としてBMLが必須となっていますが、当該言語に関しては、情報開示が十分に行われない等の理由もあり一部の事業者しか制作できない状況となっています。これでは公平・公正な競争環境における多様なビジネスを創出することができないため、国際標準の記述言語であるHTML等によって制作を行える環境の実現を要望します。</p> <p>また、放送番組から通信によるサイトへの一次リンクに関しては、ワンセグでは放送局へのサーバとすることが規定されている(ARIBの運用規定)が、これも同様の理由で、放送局外へのリンクも可能とするとともにリンクに関する制限に関しては公平・公正なルールが策定されることを要望します。</p>	<p>ご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

	<p>②委託放送事業者に対する番組提供事業者及びサイト運営事業者のビジネス・スキーム選択の自由</p> <p>マルチメディア放送では、無料広告モデルだけではなく、有料番組、デジタルコンテンツの販売、物販等のコマースなど様々なスキームが可能となるため、番組提供事業者及びサイト運営事業者がこれらのスキームを自由に選択し、あるいは組み合わせることが出来るように、委託放送事業者との間に公平なガイドラインが策定されることを要望します。</p> <p>③プログラムガイド、メニューCh等の公平性</p> <p>利用者が番組を検索するあるいは番組を紹介するプログラムガイド等において、委託放送事業者(あるいは受託放送事業者)が用意するプログラムガイド等(例:EPG)について、優越的な地位になる委託放送事業者が提供する番組と番組提供事業者が提供する番組が公平な扱いが行われるようにガイドライン等の公平なルールが策定されることを要望します。</p> <p>④放送データ、視聴者データ等の番組提供事業者への提供</p> <p>当該放送では、利用者属性、端末属性、視聴状況データ(視聴率、視聴行動等)等の様々なデータが取得できるが、番組提供事業者の自由なビジネス運営のため、これらのデータが公平かつ安全に提供されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	
5-58	<p>当財団(以下「VICSセンター」という)は、現在全国でFM多重放送(NHK FM放送の多重)を用いて道路交通情報を放送しています。平成8年の放送開始以来、2300万台以上のカーナビ装置(車載機)に対して、道路の渋滞情報、規制情報などを提供する公共的なサービスとして定着しています。しかし、FM多重放送によるサービスでは、伝送容量などに限りがあり、増大する情報提供ニーズに応じきれない状態となっているため、これに替わる放送メディアとして「携帯端末向けマルチメディア放送」の利用に期待をしています。</p> <p>「受託放送・委託放送制度」を採用するなどとする基本方針については賛成いたしますが、確認および要望を含めて以下の点についてコメントを出します。</p> <p style="text-align: right;">【道路交通情報通信システムセンター】</p>	基本の方針(案)に対する賛成意見と考えます。
5-59	<p>市町村等の地域において当該地域向けの情報が受信できる放送(デジタル新型コミュニティ放送)におきましては、より限られた周波数及びエリアでの利用となることから、より柔軟な制度整備を望みます。</p> <p style="text-align: right;">【YRP 研究開発推進協会】</p>	市町村等の地域において当該地域向けの情報が受信できる放送に係る制度整備については、今後の検討事項と考えています。
5-60	<p>メディア産業では国際化がより進行しており、開かれた市場環境こそが今後の情報産業にも必要である。外資規制の実施は妥当でないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	携帯端末向けマルチメディア放送については、電波法及び放送法に基づき、外資規制が課されています。
5-61	<p>本方針(案)にて今後規定するとされる各種基準については、策定スケジュールの明確化を希望する。</p> <p style="text-align: right;">【全国FM放送協議会】</p>	今後、携帯端末向けマルチメディア放送サービスの具体像等を明らかにするための参入希望調査の結果等も踏まえつつ、所要の制度整備を

5-62	<p>本方針(案)にて今後規定するとされる各種基準については、策定スケジュールの明確化を希望する。</p> <p style="text-align: right;">【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】</p>	<p>行う予定です。</p> <p>携帯端末向けマルチメディア放送は、新規のメディアとしてその実現が図ろうとしているものであり、今般も多数の意見が寄せられたほか、別途検討する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、基本の方針(案)に記述した事項以外の様々な要素について検討をする必要が出てくる可能性があります。このため、現時点で今後のスケジュールを明確化することは困難と考えています。</p> <p>なお、このような考え方に基づき、前文について所要の修正を加えています。</p>
5-63	<p>具体的な制度整備にあたっては、当連盟として改めて意見を表明したい。</p> <p style="text-align: right;">【(社)日本民間放送連盟】</p>	<p>具体的な制度整備に当たっては、改めて意見募集を行う予定です。</p>
5-64	<p>今後の制度整備に当たって、再度意見を陳べる機会が得られるようご配慮をお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【独立FM15社メディア開発研究会】</p>	

参入希望調査の概要

総務省は、携帯端末向けマルチメディア放送に関して、概要下記の方針に基づき、参入希望調査を実施する予定です。

記

1 目的

携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備を検討する上での基礎的な調査として、現時点で参入を希望・検討している方の状況について、広く調査を実施するものです。

2 調査方法

総務省において、調査項目やその記載方法、提出方法・期間等について報道発表を行う予定です。

参入を希望・検討している方は、これらに従って、総務省に調査票をご提出頂くことを予定しています。

3 調査期間

平成21年9月中を目途に総務省が報道発表を行うことにより調査を開始し、同年10月中を目途に調査を締切る予定です。具体的な調査期間については、調査の開始に合わせて発表する予定です。

4 調査対象者

携帯端末向けマルチメディア放送への参入を検討している方であれば、どなたでも調査表を提出することを可能とする予定です。

5 調査項目

主な調査項目として、現時点において以下の項目を想定しています。

調査項目の詳細や具体的な記載方法等については、調査の開始に合わせて発表する予定です。

(1) 基礎的調査事項

参入を希望する事業の別

ア 全国向け放送又は地方ブロック向け放送の別

(地方ブロック向け放送にあっては参入を希望する放送対象地域を含む)

イ 受託国内放送又は委託放送業務の別

参入主体に関する情報

- ア 参入主体の氏名又は名称
- イ 参入主体の出資者 等
- その他

(2) 受託国内放送を行うことを希望する者への調査事項

- 採用を検討中の技術方式
- 希望する周波数
- その他

(3) 委託放送業務を行うことを希望する者への調査事項

- 委託の相手方について希望する技術方式
- 希望する周波数（周波数帯域、伝送容量 等）
- 放送番組・サービスのイメージその他検討中の事業概要
- その他

6 その他

- (1) 調査結果については、総務省において取りまとめ、その全部又は一部について公表を行う可能性があることを予定しています。調査内容の全部又は一部について非開示を希望される場合には、その旨及び非開示項目を明示頂くことを予定しています。
- (2) 調査に応じていただいた方について、必要に応じて任意にヒアリングをお願いさせていただくことを予定しています。
- (3) 調査への対応によって実際の申請の可否・内容が拘束されるものではありませんが、調査の結果は、無線局の免許（開設計画の認定）に当たって使用させる周波数や委託放送業務の認定に当たって指定することができる周波数その他制度整備の検討に当たっての参考とさせていただくことを予定しています。

以上